

## 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成30年3月15日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪

委員 寺門 厚 委員 古川 洋一

委員 遠藤 実

欠席委員 委員 中崎 政長

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 宮本 俊美

教育長 大縄 久雄

財政課長 茅根 政雄

財政課長補佐 会沢 実

保健福祉部長 加藤 裕一

社会福祉課長 菊池 正明

社会福祉課長補佐 生田目 奈若子

障がい者支援G長 秋山 雄一郎

こども課長 大森 晃子

こども課長補佐 片野 弘道

子育て支援G長 会沢 正志

菅谷保育所長 永井 裕美

地域子育て支援センター長 助川 淳子

介護長寿課長 池崎 みち子

介護長寿課長補佐 大内 正輝

高齢者支援G長 住谷 孝義

保険課長 先崎 民夫

保険課長補佐 高島 浩一

健康推進課長 片岡 祐二

健康推進課長補佐 藤咲 富士子

健康増進G長 大島 雅子

母子保健G長 玉川 祐美子

教育部長 高橋 秀貴

学校教育課長 小橋 聡子

学校教育課長補佐 渡邊 勝巳

指導室長 大高 伸一

学校給食センター所長 川上 義和

生涯学習課長 高安 正紀

生涯学習課長補佐 小林 正博

歴史民俗資料館副館長 木内 忠

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男

事務局長 寺山 修一

次長 清水 貴

次長補佐 横山 明子

会議に付した事件と概要

(1) 議案第 4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第 5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 6 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 7 号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 8 号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 9 号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 10 号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 17 号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 18 号 平成 29 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第 19 号 平成 29 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第 22 号 平成 29 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第 23 号 平成 29 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (14) 議案第 25 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (15) 議案第 29 号 平成 30 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (16) 議案第 31 号 平成 30 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (17) 那珂市小中一貫教育における学園名について
  - …執行部より報告あり
- (18) 那珂市健康増進計画の策定について

- …執行部より報告あり
- (19) 那珂市障がい者プランの策定について  
…執行部より報告あり
- (20) 新規認定保育所運営者選定結果について  
…執行部より報告あり
- (21) 那珂市高齢者福祉計画の策定について  
…執行部より報告あり
- (22) 那珂市国民健康保険第2期データヘルス計画の策定について  
…執行部より報告あり
- (23) 那珂市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画の策定について  
…執行部より報告あり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時02分）

委員長 このたび議会構成が変わりまして、本委員会はこの精鋭メンバーで進めてまいります。私、委員長を務めさせていただきますが、ふなれな点多々あり、皆様にご迷惑をおかけするかもしれません。皆様どうぞよろしく願いいたします。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は中崎委員1名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会、ご出席ご苦労さまです。

本日たくさんの審議内容がありますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日教育厚生常任委員会へご出席、お疲れさまでございます。

本日の案件たくさんございまして、議案が16件、その他協議案件7件ございます。よろしく審議のほどお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

今年度も残すところわずかとなりました。おかげさまで学校のほうも順調に進んでおります。昨日は県立高校の合格発表がございまして、市内の中学校5校ともおおむね良好であったというような報告を校長から受けております。あすが幼稚園の卒園式、来週、小学校の卒業式、そして来週の金曜日が修了式を迎えて、年度末を迎えます。慌ただしい時期ですが、各学校、学園と連携をとりながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日はお世話になります。

委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申しあげます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、予算書のページ数を述べてから説明してください。また、歳入は款ごと、歳出は項ごとを目安に区切って進めてください。

新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終了した後に行います。

議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、一般会計補正予算の1ページをごらんください。

議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいいたします。

第2表、継続費補正になります。

一番下になります。

9款教育費、4項幼稚園費、事業名、公立幼稚園建設事業基本実施設計分、補正後1,790万7,000円、年度割、平成29年度1,790万7,000円です。公立幼稚園建設事業施工管理工事分総額4億4,770万4,000円、年度割額平成29年度1億3,431万1,000円、平成30年度3億1,339万3,000円。

5ページをお願いいいたします。

第3表、繰越明許費になります。

一番下になります。

9款教育費、3項中学校費、事業名、中学校施設補修事業535万円、5項社会教育費、額田城

址整備事業 1,530 万円、6 項保健体育費、かわまちづくり支援制度活用事業 1,369 万 4,000 円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

下から 2 番目になります。

起債の目的、公立幼稚園建設事業債、補正後 1 億 7,100 万円。

起債の方法、利率償還方法につきましては、補正前と同じになります。

15 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 656 万 8,000 円の減、2 目高齢福祉費 699 万 6,000 円の減、4 目国民年金費 34 万 5,000 円の減、5 目後期高齢者医療費 276 万 3,000 円の減。

16 ページをお願いいたします。

8 目介護保険費 7,705 万 4,000 円の減。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 54 万 8,000 円、2 目児童措置費 596 万 9,000 円。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費、3 項生活保護費、2 目扶助費 2,000 万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 1,511 万 8,000 円の減、2 目予防費 483 万円の減。

18 ページになります。

3 目健康増進事業費 1,100 万円の減。

22 ページをお願いいたします。中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 82 万 1,000 円。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 200 万円の減。

次のページになります。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 38 万 8,000 円。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 1,183 万円の減。

24 ページをお願いいたします。

2 目幼稚園建築費 4,597 万 6,000 円の減。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 169 万 4,000 円の減、2 目公民館費 530 万円の減、3 目青少年対策費 65 万 8,000 円の減。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 26 万 4,000 円、3 目体育施設費 421 万 4,000 円の減、4 目総合公園費 699 万 1,000 円の減。

26 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 219 万 4,000 円。このうち 212 万 4,000 円がこども課、

7万円が介護長寿課の所管となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

遠藤委員 15 ページ、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業ですが、この要因を教えてください。

介護長寿課長 介護長寿課です。お答えいたします。

これは平成 29 年 12 月の補正で緊急通報システムの本体の受信装置の一式交換ということで補正をいたしました。それで、入札をしまして、差金が出たということによるものです。

以上です。

遠藤委員 じゃ、大変申しわけないです。12 月のその補正って、いくらで何基分ぐらいの補正をされたのが差金が 194 万なんですか。

介護長寿課長 これは子機ではなくて消防本部にある本体が入れかえの時期ということもありまして、早目に 12 月に補正をとったということです。

遠藤委員 いくらの補正ですか。

介護長寿課長 648 万円でございます。

遠藤委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

古川委員 16 ページの児童福祉費の 1 目と 2 目、それぞれ学童保育事業と民間保育所等児童入所事業、596 万 9,000 円、これの増額の理由だけお聞きしておきたいと思います。

こども課長 こども課です。

学童保育事業、まず 54 万 8,000 円の補正でございますけれども、こちらは指導員の賃金の残額を減額補正、そして補助金のほうですね、こちらが民間学童に対する補助金なんですけれども、この補助金の基準額、毎年、国で年度途中で改正になります。そのため各民間学童に支払う補助金の額を改めて新しい補助基準額に合わせて計算しなければなりません。その結果、不足額が出ましたので、今回補正として計上させていただきました。

それから、民間保育所等児童入所事業の 596 万 9,000 円のこちらの補正の内容ですけれども、こちらは処遇改善と言いまして、各保育所のほうの保育士の賃金改善、処遇改善というものがあるんですけれども、その中で不足額が生じたための補正でございます。

以上です。

古川委員 わかりました。

もう 1 件、23 ページ、教育費の学校管理費、中学校施設補修事業 535 万円、これも明細といえますか、具体的に教えてください。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらは第二中学校でパソコン室の老朽化いたしました空調機です。こちらが故障したための

補正になります。

以上です。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 そのほか。

寺門委員 17 ページになります。

3 款民生費の生活保護費ですね、3 項。これは 2,000 万円の補正を組まれていますけれども、医療費増ということで、中身を教えてください。

社会福祉課長 社会福祉課でございます。

今回の補正でございますが、生活保護扶助費のうちの医療扶助費でございます。この医療扶助費は、扶助費の中でも非常に見込みがしづらい、最も動きが激しい扶助費でございます。今回のこの補正の要因となりましたのは、一つは交通事故に遭った保護者がいまして、そこで医療費が大幅に増加したと。通常の扶助費と比べまして増加となって、前年度と比較をすると、3 月までの執行額が不足をするというようなことで、今回補正をするものでございます。

寺門委員 そうすると、3 月までの見込み、通常、これから発生するだろう医療費も含めると、この交通事故者が突発対応なので、やむを得ず組んだという話になりますかね。

社会福祉課長 そうです。

寺門委員 ちなみにこの交通事故の医療費というのはどれぐらいなんですか。

社会福祉課長 これは交通事故ばかりではないんですけども、一つはくも膜下出血であったり、あとは椎間板炎、1 人当たりの医療費が月額にしますと大きなもので 270 万、210 万、220 万、何人か、その中で一番大きい交通事故が 275 万円となっております。

寺門委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 19 分)

再開 (午前 10 時 20 分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、学校教育課所管部分を議題といたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、2 目事務局費、3 目教育指導費、4 目教育支援センター建築費について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の小橋と申します。外 6 名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

予算書は 127 ページになります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 205 万 9,000 円、教育委員の報酬が主なものです。

128 ページです。

2 目事務局費 1 億 1,743 万 5,000 円、教育長及び事務局職員の人件費が主な支出です。

129 ページです。

3 目教育指導費 1 億 5,991 万 7,000 円、主な事業としましては、小中学校英語指導助手設置事業、次のページになります、2 つ目にございます障害児学習活動支援事業、さらに次のページ、131 ページの下のほうにございます小中一貫教育推進事業になります。

また、132 ページの 2 つ目なんですが、官学教育連携事業、こちらは新規事業になっております。日大文理学部との連携協定によるもので、29 年度は補正予算で計上いたしましたので、当初予算としましては今回が新規事業になります。キャリア教育の一環として、中学生を対象とした日大文理学部の 1 日体験などを実施するためのバスの借り上げ料を計上しております。

続きまして、同じページで 4 目教育支援センター建築費 960 万 2,000 円、こちらも新規事業です。12 月定例会でご報告いたしましたとおり、旧戸多小学校の跡地を教育支援センターとして活用する方針が決まりましたので、その整備に係る費用です。平成 30 年度は基本設計、実施設計を行い、31 年度が改修工事、平成 32 年 4 月に開所という計画です。

教育総務費の説明は以上です。

委員長 今説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 128 ページですが、事務局費ということで、本年度 588 万増ですよ。これ内訳は何ですかね。

学校教育課長 教育長の人件費で 193 万 6,000 円、職員人件費で 309 万 1,000 円の増になっております。

寺門委員 人員増ということなんですね、そうしたらね。

学校教育課長 まず教育長の人件費なんですが、実は 4 月から新しい教育長になりまして、前年度の予算は前の教育長の予算でした。年齢が若くなったことで新たに発生する負担金などがありまして、教育長の人件費がふえているものです。

職員人件費は、異動に伴った年齢等による差額になっております。

以上です。

寺門委員 わかりました。負担額がふえるということですよ。

それから、130 ページなんですけれども、障害児学習活動支援事業ということで、こちらは重点的にやっていただけるとは思うんですが、聞くところによりますと、最近、小学校1年生もさまざまの方がいらっしゃるので、基本1人1教員という形にはなろうかとは思いますが、そうするとこの事業費で足りるのかどうかというのが1つあるんですね。その辺はいかがですか。

学校教育課長 こちらは特別に支援が必要な子供たちのための配置事業になっております。現在のところ32名配置しております。当初予算では6名少なかったんですが、必要に応じて補正予算で認めていただいて、増員をしております。4月から、やはり新しい子供たちが入ってくる、また状態も変わる子がいます。それに合わせて今回、前年度当初と同じ予算にはなっているんですが、もし配置が必要な場合には補正予算でお願いしたいということで、財政当局のほうには話はないでおります。

以上です。

寺門委員 そうしますと、この事業であれば校長先生も教頭先生も、そちらのほうの特別支援対応で不在になると、事務員の方もいなくなっちゃうよということはないわけですね。

学校教育課長 極力そういう体制をとれるようにと配置しております。

以上です。

寺門委員 わかりました。

議長 すみません、ちょっとお伺いいたします。

130 ページ、教育支援センター設置事業ということで、この事業を行っている場所というのはどちらでしたか。

学校教育課長 商工会の建物の2階を間借りしております。

以上です。

議長 そうすると、132 ページ、先ほど新規事業ということで、教育支援センター整備事業ということで、今度は戸多小学校跡地でそちらをやる予定でよろしいんですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。戸多小の跡地利用として、教育支援センターとして利活用するという方針が決まりました。今回基本設計、実施設計を計上しておりますが、この後改修工事を行って、平成32年4月にそちらに移るという計画でおります。

以上です。

議長 そうすると、今現在使われている商工会の2階のそのセンターはもう閉めてしまうということで、そこでの利用というのはもう一切考えないということですね。

学校教育課長 今のところはセンター機能は全て移転と考えております。ただ、今後の検討になるかもしれませんが、主な事業として、教育相談と、あと不登校の児童を預かる教室を開催しております。教室のほうは当然戸多のほうに移るんですが、もし教育相談でどうしても向こうが

不便とかそのようなことがあった場合には、もしかしたら跡地を利用するかもしれませんが、今のところでは考えておりません。

以上です。

議長 やはり子供の相談で戸多小学校までの距離が大分今度は遠くなるのかなということで、その相談数、今後そういう面でもちょっといかなものかというのを感じるんですけども、その辺の対応をちょっとお聞きしたいと思います。

学校教育課長 今申しあげたとおりです。現在のところ白紙ではありますが、今後よく必要性を勘案してまいりたいと思います。

以上です。

議長 よろしく願いいたします。

委員長 そのほか。

副委員長 132 ページ、いじめ調査委員会設置事業、これはいじめがあって調査委員会を設置したのか、未然に防ごうとしてこれを設置したのか、どちらかお教えいただきたいんですが。

学校教育課長 こちらの委員会は、いじめの重大事態、例えば生命や財産に危険があるとか、いじめにより不登校が3カ月以上に及ぶとか、それを重大事態と言うんですが、そういうことが発生した場合の外部調査機関になります。いじめが起こってから人選をしていたのではすぐの開催が難しいので、あらかじめ委員を決めておくものです。いじめの重大事態が発生したときのための委員会になります、通常は開催されません。

以上です。

副委員長 ありがとうございます。

ちょうど聞ける機会なんで、いじめとかというのは、やっぱり各小学校、中学校なんかではどうでしょう。

学校教育課長 実際ございます。今手元にあるのは2学期末時点の人数なんですけれども、小学校で228件、中学校で64件、合わせて292件、これが2学期末の時点です。実人数ではございません、あくまでもいじめが起こったという調査結果の報告になっております。平成28年度は、ちなみに381件なので、このままではもう少しふえていくと思います。

補足なんですけど、私ども件数が多いことは決して悪いことではないと思っております。というのは、国の方針でも、いじめの未然防止を図るためにも、ささいなことでもいじめの疑いありと捉えて、積極的にカウントするようという指導を受けております。これは各学校に徹底を周知しておりますので、それで各学校でいじめを積極的に認知して報告を私どもに上げてくれているという状態なので、これを未然防止、また深刻化する前の対応、早期対応につなげていきたいと考えております。

以上です。

副委員長 そうすると、この委員会はまだ機能していないとか、動いていない、重大ないじめは今のところ那珂市の中では起きていないということよろしいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。今は起きておりません。

遠藤委員 では、それに関連してでございますが、これはどういうときに設置されるのかを伺います。

学校教育課長 先ほど申しました重大事態が発生したときには、まず学校現場で状況は把握すると思います。その後、教育委員会のほうに報告がされるものです。そこで、重大事態のときには、疑いありも含めて開催をするものになっております。

以上です。

遠藤委員 その重大事態と誰が認めるんですか。

学校教育課長 国のガイドラインで、先ほど申しましたとおり、児童生徒に生命や財産の危険があったとき、あるいは3カ月以上の不登校になったときという規定がございます。それに合致するときに、また、その疑いがある、それが例えばいじめが原因でないとしても、もしかしたらいじめではないかと、ちょっとでもあるときには重大事態と捉えて開催いたします。

以上です。

遠藤委員 これは一般的な話でございますけれども、どうしても学校は隠したがるんですね、学校長の責任になりますから。だから教育委員会にすら上げない、学校の中でとめたがる。これは一般論でございます。

ですから、そういった意味では、実際重大事態が学校の現場で発生していても、学校長がそれを把握していなければ上がらない、声が。把握していても、自分のところで隠したいと思うような学校サイドの考えがあれば、それも教育委員会に声が上がらない。そういった意味で、子供が大変な状態に遭っているのに看過している。そういうような状態で悲劇が起きている。そういうことは全国的にも、もう例にも、枚挙にいとまがないわけですよ。

ですから、それはやっぱり防がなければいけないので、これは実際に学校長だと思うんですね、判断するのは。学校長が隠したがる場合があれば、やっぱりこれは子供を守れないですね。そういった意味では、これはどうなのでしょう。那珂市のこの調査委員会を発動する、設置するに当たって、これもう少し国の取り決めを柔軟に変えて、例えば子供からSOSが出たよという場合には設置できる、親からもSOSが出た場合には設置できるとか、そういうふうに変えるというのにはできないもんですかね。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。今おっしゃっていただいたことは、まさにいじめの疑いあり、重大事態である疑いありというものだと思います。もちろんそれを真摯に受けとめて、重大事態と捉えて開催すべきものだと思います。

また、先ほど中で抱え込んでしまうというお話がございました。実は、1人で抱え込んだり組織に上げない、報告を上げないというのは法律に違反するということになっております。その点につきましても、教育委員会のほうでたびたび研修会を開催しまして、意識の啓発、改革に努めているところです。それが浸透してきたために、その件数も上がっているということで、私たちは捉えているところです。

以上です。

遠藤委員 まさにね、そのように真摯に対応していただいていると思いますし、ぜひそうしていただきたいと思いますが、ただ、これは設置の要件として、子供から、保護者からそういう要望が全く聞けないのかという、その設置の考え方の問題ですから。それはあくまでも学校長からでないで設置できないのか、それともそういう実際に声を上げている本人から要望がどこまで認められるのか。それは市だけでできないのか、国でそういうことを勝手にやっちゃだめだと言われているのか。そこらの問題なんですよ。

当然学校側としては真摯に対応していただくことはもちろんのことながら、那珂市においては子供を守るという意味で、そういう特例案件も許すようなことができないのかという話なんです。これは前にも、数年前にも教育厚生常任委員会の中で議論をし、提案したこともございます。そういうところからも上げられないのかという考え方をちょっと、せつかくの予算の当初の話でございますから、ちょっと上げたいんですが、もしくは部長なり教育長なり、お考えをいただければ。

指導室長 今のいじめの調査委員会についてでございますが、学校長から上がってくるものでなければ全て対応できないのかという、そういうわけではありません。もちろん教育委員会のほうに直接保護者や、また地域の方から相談がかかるということもございますので、そういったものをもとにしながら、この案件が重大事態に当るのかということを経済委員会のほうから学校に指導に入るということもございます。

また、いろいろな問題等で、先ほどの器物損壊であったりとか暴力事件であったりとか、それからもちろん不登校対策の報告書も毎月上がってきております。そういった報告書を見ながら、この年間 30 日を超えた欠席をしている児童については、この要因がどういうものであるのかということを経済と指導室のほうで相談をしながら、その案件にいじめの事案がかかわっているものであるならば、それを重大事態としてこちらからおろしていくということも、今進めているところでございます。

以上です。

遠藤委員 わかりました。

ただね、今後設置の要件です。設置の要件としてそういったことも柔軟に考えられないのかという話もしておきたいので、ぜひそこはちょっと検討していただきたい。やっぱり子供を守るためにということで、どういうことができるかを考えていただきたいと思いますね。お願いします。

じゃ、今のご答弁いただくとして。

学校教育課長 県内では取手市の事案もございました。私たち本当に真剣に考えておりますので、そのあたりはご期待を裏切ることにはならないと申しあげたいと思います。そのように取り組んでまいります。

遠藤委員 わかりました。

学校教育課長 もう 1 点、ちょっと訂正してもいいですか。

先ほど私、重大事態の要件を不登校 3 カ月と言ったような気がするんです。もしそう言ってい

ましたら、30日に訂正をお願いします。申しわけありません。

遠藤委員 わかりました。

じゃ、ごめんなさい、別です。129ページの英語指導助手設置事業に関してでございます。これ3,164万ですが、これ何人分ですか。

学校教育課長 那珂市ではALTは10名雇用しております。直接雇用が1名で、派遣委託が9名で、全部で10名です。大変失礼いたしました。申しわけありません。

遠藤委員 そうすると、たしかお一人はもう直接雇用でやっていらっしゃる。あとそのほか委託が9名、これはどこに委託をされていますか。

学校教育課長 水戸市にございます株式会社ハートコーポレーションという会社になります。

以上です。

遠藤委員 非常に各校におきまして、指導助手の方が頑張っているというふうに私も認識しておりますけれども、これは定着率というか何ていうかな。やっぱりせっかくこの日本に、那珂市になれていただいて、安定した環境の中で生徒を指導していただきたいと思うわけですが、この方々の生活においては、当然賃金もさることながら、こういった形のサポートを今されているのかなと思ひまして、賃金などは安定的なものなのか、それともどういう雇用形態なのかというのをちょっと教えてください。

学校教育課長 まず直接雇用のほうを申しあげますと、こちら身分は非常勤特別職ということで、条例のほうで月額給料が定められております。また、通勤手当も支給しているところです。ただ、派遣のほうの方に対しましては、こちらでは委託契約を結んでいるところなので、その方の処遇については直接お話しはできない立場にあると思ひています。

以上です。

遠藤委員 わかりました。

これは、こういうふうになっている自治体がやっぱり多いのだろうというふうに思ひますが、一方で、どちらかという不安定な立場なんですね。そういった声も若干聞いておりますので、やっぱり安定的に那珂市で生徒に充実した英語指導をしたいというような声もあった中で、どうしてもこの不安定、先行き不安だみたいところもあるようですので、そこらというのは何が、今の契約条件の中で何ができるかをちょっと今後考えていただきながら、子供たちにとっていい指導を継続してやっていただけるような工夫もぜひしていただきたいと思ひます。どうでしょう。

学校教育課長 こちらはプロポーザルで決めるんですけれども、そのときに条件提示なり、またはそのときヒアリングするなりで、処遇について聞くことはできるかと思ひます。今後内容を検討していきたいと思ひます。

以上です。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようでしたら次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、3目学校建築費について説明を求めます。

学校教育課長 予算書は132ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費1億9,258万円、昨年度比3,794万9,000円の増になっております。増額の主な理由は3つございます。

まず、このページの一番下、小学校管理事務費の消耗品ですが、平成31年度から予定されている小学校の教科書の改訂、こちらに伴いまして、前年度のうち、平成30年度のうちに教師用の教科書と指導書を購入するため、139万円を計上しております。

また、134ページになるんですが、上のほうにございます管理用備品購入事業です。児童用の机と椅子が老朽化して傷みが激しくなってきておりまして、今後6年間の計画で更新をいたします。初年度として1,007万円を計上いたしております。

最後、その2つ下なんですけど、小学校施設整備事業として、プール解体工事とございます。先ほど申しあげましたとおり、旧戸多小学校の跡地利用に伴うもので、プールを解体撤去いたします。

138ページをお開きください。

2目教育振興費です。8,556万1,000円、前年度比913万1,000円の増です。中ほどの教育用コンピューター管理事業で、ICT支援員の派遣委託料を新規に計上したこと、また、賃借料のほうで教職員用コンピューターのリース契約更新により増額になったものです。

139ページです。下のほうです。

3目学校建築費1,596万3,000円、芳野小学校と菅谷東小学校の屋内運動場大規模改造事業が新規事業となっております。平成30年度は基本設計、実施設計、平成31年度が改修工事になります。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

皆さん、質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質問がないようですので、続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明をお願いいたします。

学校教育課長 予算書は140ページです。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億3,551万3,000円、前年度比2,869万円の増です。増額の要因、こちらも3つございます。

まず、学校用務員を学園ごとに配置することになったことから、中学校管理事務費のほうで賃金や社会保険料等945万円を新たに計上いたしました。

141ページの下の方なんですけど、管理用備品購入事業で、先ほどの小学校と同様、老朽化した生徒用の机と椅子の更新費用として1,086万5,000円を増額いたしました。

最後、同じページの一番下、中学校施設整備事業で、第三中学校の部室が老朽化しているため、1,050万円を新設工事費として計上いたしました。

以上による増額になっております。

続きまして、144ページをお開きください。

2目教育振興費 5,662万9,000円、昨年度比 427万6,000円の増額になっております。こちらでも小学校と同様、ICT支援員の派遣費の新規計上と教職員用パソコンのリース契約の更新による増となっております。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

遠藤委員 用務員に関して、これ140ページの中学校管理事務費になるんですかね。大変よかったなと思います、大変結構なことでございます。これは、この賃金になるんですかね。何人分の、あとはその用務員の役割を教えてください。

学校教育課長 こちらは臨時雇い賃金になります。学園ごとですので、5人の雇用になっております。用務員のお仕事としましては、これまでもご心配いただいている草取りの作業、先生方が担っている部分がございますので、そちらの草取り、あとは簡単な枝葉の剪定であったり、そういう庭の手入れですね。そちらをはじめとしまして、校内の雑用、例えば簡単な修理や修繕など、また、あと学校ごとにいろいろお願いしたい用務があるかと思っておりますので、そちらは学校にお任せして適切に運用していただこうと。教職員の負担軽減につなげようというところで考えております。

以上です。

遠藤委員 この方々の募集というか、どういう方々であれば大丈夫なんですか、雇用条件というか年齢とか経歴とか、そういったものというのはどういったものを想定していますか。

学校教育課長 こちらの募集につきましては、ハローワークに募集をかけております。また、ホームページ、おしらせ版などでも募集をかけたところです。

年齢とか性別というのは、今要件としては入れてはいけませんので、特に、先ほど申しあげた賃金の条件であるとか勤務時間とか、そういうこと。あとは用務の内容ですね、こういうことをお願いしたいということで募集をかけました。実際来ていただいたのが50代後半から60代半ばの方々に、元会社員であるとか元公務員であるとかという方が応募してくださいました。

以上です。

遠藤委員 勤務はいわゆる学校の稼働日、月曜から金曜、時間はどういふ。

学校教育課長 1日7.75時間、市で申しあげましたのは、私たちと同じ8時半から5時15分ということになっていますが、学校はもっと早くから子供たちが来たり、また早く終わりますので、こちらは7.75時間の間で、学校のほうで前後させて運用してもらおうことにしております。

以上です。

遠藤委員 大いに結構なことですが、聞き漏れました。終結してしまいましたけれども、小学校のほうは用務員は、これは計上していないんですか。学園に1つか。

委員長 いいですか。

遠藤委員 いや、一応答弁をお願いします。

学校教育課長 学園ごとに1名配置で、中学校に基本配置いたしまして、連携校である小学校と調整しながらスケジュールを組んで回ってもらうことになっております。

以上です。

寺門委員 関連しての質問なんですけれども、この用務員なんですけど、学園に1人ということで、特殊事情といいますと、第三中学校は非常に敷地面積も広いですし、各市内外から視察にも訪れていただいて、管理が非常に大変であるということなので、今後その運営の中で、多分現状、芳野小、それから木崎小が三中ですから、多分もう三中張りつきになってしまうだろうということもあるんで、その辺、その5名の中でちょっといろいろやりくりをというか、応援が要るときは応援していただきたいなというのがまず要望であります。

それと、これ中学校全体で緑化費用ということで費用を組んでいますよね。あと各中学校自体でそれぞれ庭木の手入れ代ということで組んでいますよね。それと今回の用務員で、全部草取りから庭木の手入れまでやるよということなんで、これダブっていないですか、仕事は。

学校教育課長 まず最初のご要望のことでちょっとコメントさせていただきます。

確かに三中は大変敷地が大きくて、学校からの要望もございます。今回5名を各学園ごとと申しあげましたが、例えば夏休み期間中にみんなで行って一緒に草取りをするとか、そういうことも考えております。今後どのような形でやるのがいいのかは、それは学校と用務員のほうと私どもで相談していきたいと思っております。

また、各学校に配分してある庭木手数料、手数料として配分してあるものがあります。こちらは簡便な草取りとか、低木の剪定などをシルバー人材あたりに委託してやっているものです。

また、私どものほうの一括してとっている予算もあるんですが、そちらは高木、高い木で作業が大きくなるものを私どものほうの予算で対応しております。あとは、木を切らなければならないとか、そういう事態にも私どものほうの予算で対応しております。

以上です。

寺門委員 ということは、高所作業もある、確かに三中はもう高木ばかりあるんで、低木も当然あるんですが。それを見込んで各中学校単位、これ小学校でも組んでいるんですよね。組んでいますよということなんですか、それぞれで。

それとは別に今度、中学校管理費として緑化管理みたいな費用を設けていますよね。これは何に使っているんですか、全体で組んでいるお金というのは。中学校別で、それぞれ庭木の手入れで15万、25万それぞれ組んでいますよ。それとは別に本部で小中学校費で緑化管理費用ということで400万なり300万なり組んでいますよね。この違いは何なの。

学校教育課長補佐 先ほど言われます各小学校、中学校ごと、学校ごとに組んでいるというのは、比

較的簡易な植栽管理、低木、先ほど課長も申しましたようにシルバーを利用した低木管理とか、あとは細かい枝葉の管理というような形で今まで考えております。

緑化管理として、小学校、中学校の施設管理事業、それに含まれているものは、こちらは教育委員会のほうで持っているものでして、各学校から要望があった、先ほどもありました高い木、どうしても高所作業車を使わなければならないもの、あとは専門業者を入れなければならないような作業、こちらについては市のほうで発注をしたような形で仕事のほうを依頼するというような形をとっております。

ですので、この学校にいくらという配分ではなくて、あくまでも中学校全体で200万とかという予算をとっておりますので、必要のある場所、お金のかかる場所、そちらについて重点的に予算の配分をできるような形をとっております。

以上です。

寺門委員 趣旨としてはわかりますけれども、学校別に新たにまた15万なり20万なり組んでいく必要があるのかということですよ。それであれば、どっちにしろ本部で一括して発注して、じゃ、ここ要望があったんでやってくださいねということで高所作業とかやるのであれば、それで一括で組めばいいんじゃないかなと。それぞれ学校単位で組んで、これは私は単純に用務費だとかね、そういうものかなと思っていたんですけれども、どうも15万、20万と結構たくさん額があるんで、集めればかなりな金額になるんで、その辺も効率化ができるのであれば効率化をやる、管理のほうも管理の業者もね、シルバー人材を頼むならシルバー人材、その辺ちょっとよく内容がわからなかったような気がしたんですけれども。その辺、一応効率化も考えていただきたいなと思いますね。

学校教育課長 学校ごとに使い方などももしかしたらあるかもしれませんので、一度、学校事務員が集まる機会、あと教頭会とかがありますので、現状を聞いてみます。ありがとうございます。

寺門委員 もうちょっと言えば、一律15万とか20万、これ低額で多分組まれているんで、本当に何に使うのというのはよく聞いておいていただきたいなと思います。

以上です。

委員長 お願いいたします。

そのほか質疑ございませんか。

古川委員 先ほど来お話が出ている学校用務員ですけれども、これについては学園ごとに1人配置、まことにありがとうございます。

ひたちなか市で学校用務員をされている方にちょっと知り合いがいて、その方とよく話をするんですけれども、せっかくそこで勤務することになっても、例えばですけれども、刈り払い機がなくて仕事をしたくてもできないとかね、そういう、あとは芝刈り機がないとか、いろいろなそういう備品とかそういうものがないということなんです、その辺は十分なんですか、各学園ごとに。

学校教育課長補佐 今回この説明を各学校にさせていただいたときにも、各学校のほうに今持ってい

る備品等の話をさせていただきました。例えば三中さんですと、やっぱり広いので、乗用の芝刈り機があるとか、あと狭い小学校には確かに刈り払い機はあるけれども、乗用まではないよと。その辺は必要な状況によって、こちらのほうで、教育委員会のほうで、三中からお借りして作業場に移動するとかということとは可能だという話はさせていただきました。その学校に合ったやり方を、学校ごとに全部備品を配置するのではなくて、使用できるものはお互いの学校の中で融通させてという形でとりあえず初年度は進めていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

古川委員 ということは、今年度予算でそういった備品購入とかは入っていないということですよ。今あるものを活用してと。ということは、十分だということではよろしいですか、その学校間の貸し借りとかをすれば。

学校教育課長補佐 そのように考えております。

古川委員 わかりました。

ちょっといろんな話をして恐縮なんですけれども、今年1月30日に教育厚生常任委員会、前のですね、教育厚生常任委員会から市長宛てに要望書を提出しております。大きく分けて4つありますね。学校施設の整備ということで、トイレ、エアコン、扇風機の整備、それから一部の学校ですけれども、オープンスペースの改善、それから大きな2番目としてICT教育とか地域を巻き込んだ事業の充実ということと、3つ目が学校用務員、ICTサポーター、学習指導員、生活指導員などの人的配置。それから、大きく分けて4つ目が教員の負担軽減ということで4つ要望しておりますけれども、おおむねその3番の人的な配置については、今回当初予算でいろいろ盛り込まれていて、本当にありがたいなというふうに思いますけれども、その例えば1番の学校施設の整備、トイレ、エアコン、扇風機等についてはどうなんでしょうか。先ほど備品購入費で机と椅子ですか、数年間で更新するという予定なんですけど、それはそれで構いませんけれども、今、私がお話した例えばトイレとかエアコンとか扇風機とか、その辺のこれからの変えていくというか、設置していく方針みたいなものがあつたらちょっとお聞かせいただきたいということと、それから、先ほど言った4番目の教員の負担軽減ということで、校務支援ソフトみたいなものを、これはICTということになるんでしょうけれども、そういうもののソフトの導入も要望として上げておりますけれども、その辺についてはどうなんでしょうかね、方針としては。

学校教育課長 今回、寺門委員から一般質問ございましたとおり、そこでの答弁どおり、必要性は十分認識しております。今回、当初予算で実現したこともございます。ほかのものも、なかなか一足飛びにいくものとは思ってございません。ただ、私どもも今回の要望書の提言を受けまして、改めて課題だと感じているところなので、今後、こういう今回ご要望を受けたこともありますので、今後、市長部局のほうには予算獲得に向けて必要性を訴えていこうと思います。

ただ、優先順位として重要度、緊急度、勘案しながら一つ一つ取り組んでいかなければいけないと今は考えているところです。

以上です。

古川委員 じゃ、今後検討していただきたいんですが、実際そういう実施計画ですとかそういったものには今入っていないということではよろしんですか。ということは、優先度が低いということと理解してよろしいんでしょうか。

学校教育課長 実は、パソコン室とか特別教室等のエアコンがそろそろ更新をしなければいけないというところで、そこは実施計画に載せているんです。ただ、普通教室のエアコンまではまだ手が回らない状態です。また、トイレも整備の必要性は感じていますが、今までは大規模改造等のときに一緒にという考えではございましたが、やはり今回いろんな形でご提言をさせていただいておりますので、どこで組み込むかは考えていきたいと思っております。今のところはこれしか申しあげられません。申しわけないんですが、ご了解ください。お願いします。

古川委員 わかりました。じゃ、今後よろしく願いいたします。

それと、もう一つ、最後に、中学校の部活動の問題を上げておりますよね、去年はそういう問題がございましたね、三中でしたか。今後、部活動のその辺に関しては、これはあくまでも教育委員会というよりも学校長の裁量だというふうには伺っていますけれども、外部指導員の報酬も予算化されていますけれども、教育委員会としてはその辺はどのようにお考えでしょうか、部活動の件に関して。

学校教育課長 おっしゃるとおり三中では部活動が減少になりました。こちらは生徒数が減少したことということにあわせて、やはり規模が小さくなると教職員の配置、定員が少なくなるということで、どうしても顧問が確保できないという事情があるんです。やはり外部指導員の制度もできましたが、まだまだその方たちに責任をどこまで負わせていいのかということも整理できていません。やはり何かあったときの責任は学校が問われることは、これはもう必然なので、このあたりはもう少し慎重に進めていきたいと思っております。

ただ、県のほうでも今年度研究事業として、たしか10月から3カ月程度外部指導員を雇用して各教育委員会に派遣してという調査研究を行い始めました。その結果もまだ来てはおりませんので、そういうこともあわせて、また先進地の例などもよく勘案しながら、今後導入する方向にはなる、どこでもなると思うので、どういう形がいいのかよく検討してまいりたいと思っております。

校務支援のシステムにつきましては、今のところ那珂市では共通したものは入れてございません。今、県のほうでも総括的な校務支援システムを導入する動きがありまして、希望調査なども来ている状態です。まだはっきりもしていませんので、これも注視していきたいと思っております。いずれにしても、教職員の負担軽減は大変重要な問題と考えてはおりますので、できることから、例えば一般質問の答弁でもしましたとおり、勤務状態をよく把握することから始めて、その業務内容をよく精査していかなければという認識でおります。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

その部活動の件、ちなみに那珂市は、例えば自分が行く予定の中学校にその部活がないからほ

かの学校に何ていうんですか、越境入学云々という、そういうのというのは今、那珂市は認めているんですか。

学校教育課長 認めております。指定校変更という手続なんですけど、そちらの理由も認めている現状がございます。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

校務支援ソフトについては、県でやってもらえたらいいですね。わかりました。

ありがとうございます。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

では、この辺でちょっと暫時休憩したいと思います。再開を11時15分といたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時15分）

委員長 再開いたします。

続きまして、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、2目幼稚園建築費について説明を求めます。

学校教育課長 予算書は145ページになります。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費1億6,365万9,000円、前年度比477万3,000円の減になっております。減額の要因は、146ページの幼稚園管理事務費の7節賃金、こちらは幼稚園講師を臨時的に雇用するものですが、来年、平成30年度は育児休業から復帰する正職員もいることから、必要数を見直して2名分子算を減額にしております。

150ページをお開きください。

2目幼稚園建築費5億894万6,000円です。1年後の開園に向けて、新しい公立幼稚園の建築工事を本格化してまいります。

幼稚園費の説明は以上です。

委員長 以上で説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑ございませんようですので、続きまして、9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 162ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校調理場費3億9,787万2,000円、前年度比2,385万3,000円の減です。瓜連学校給食センターの廃止に伴いまして、施設管理や運営に係る経費が削減されましたこと、また平成29年度中にトイレの改修工事や厨房器具などの備品購入が終了したことによる減です。

以上です。

委員長 質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市小中一貫教育における学園名についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 説明いたします。

常任委員会の資料なんですけど、20 ページなんですけど、後ろから3枚目が今回の資料になっています。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

那珂市小中一貫教育における学園名について。

那珂市小中一貫教育を推進する上で、平成 27 年度から学園名を通称として使用してまいりましたが、本格実施となって3年を経ること、また、学校教育法と関係法令の改正により、小中一貫教育が制度化されたことを踏まえまして、那珂市立学校管理規則に学園名を規定するものです。

1 番としまして、小中一貫教育の取り組みの経緯を整理いたしました。平成 24 年度に小中の連携を目的に部分的な一貫教育の取り組みが始まりまして、平成 25 年度には小中一貫教育検討会を設置し、基本方針などを策定いたしました。平成 26 年度は推進委員会を設置し、本格実施に向けた準備として目指すべき4本の柱や学園名を検討するほか、各地区での住民説明会も実施してまいりました。これらの準備期間を経て、平成 27 年度に本格実施となり、また、平成 28 年度からは那珂市小中一貫教育発表会を実施するなど、取り組みの充実に努めているところです。

那珂市において、申しあげましたとおり、小中一貫教育を推進する中、2番にありますとおり、関係法令の改正がございました。小中一貫教育が制度化されたというところです。一つは、学校教育法の改正により、義務教育学校の設置が規定されました。もう一つ、学校教育法施行規則の改正により、義務教育学校に準じて小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができることと規定されたところです。このように法的な根拠も整ったこともございまして、また、本格実施から3年を経過するこの時期に、3番にございますとおり学園名を規定することといたしました。

方法といたしましては、那珂市立学校管理規則の一部改正により、学園名を明記することといたしました。

21 ページをごらんください。

こちらは今申しあげました管理規則の一部を改正する規則の改正条文です。本文にありますとおり、第5条として、まず小中一貫型小学校・中学校というものを掲げた上で、表にあるとおり学園名を規定いたしました。表の下に附則がございまして、こちらにあるとおり平成 30 年4月1日から施行いたします。

また、下の補足にありますとおり、こちらの改正の規則につきましては、第2回那珂市教育委員会定例会で議決されております。今回常任委員会に報告するものです。

説明は以上です。

委員長 以上、説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 この学園名に関しては、議会報告会でも当時の教育厚生常任委員会の副委員長が市民から質問を受けて、学園名は正式なあれじゃないんだから、何で使っているんだみたいなお声をいただきましたが、その後、私のほうで学校教育課へお邪魔して、その辺はどうなんだろうという話をしましたらね、あの当時はまだ通称、小中一貫を象徴する通称だというようなことでご答弁があって、今後検討するというようなお話をいただいておりますが、今回改めて学園名がこれ、そうすると、学校名が、例えば、ばら野学園那珂市立なんとか小学校とか、第一中学校とかというふうに、ばら野学園というのを必ずつけなければいけないということなんだろうかな。今でもそういう言い方はしていますけれども、これからはそれがもう正式なものとして学校名になるというか、それとも、ただ学園名が明記されたということだけなんですか。

学校教育課長 実は那珂市立何々小学校、何々中学校というのは条例で規定されているもので、あくまでも那珂市立何々小学校、中学校が正式名称です。今回通称として使ってきたものをきちんと明記するということが、シンボルとした扱いを明確にしていくというのが目的でございます、例えば対外的に国や県に報告する文書等には条例で定めた那珂市立何々小学校、中学校を使いまして、あくまでもこちらは市内で使用する。ただ、市内で使用するにも通称ではなくきちんとした、小中一貫という教育方針に基づいた学園名なんですということなので今回規定をしたところで、以上です。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員 これはもともとつくば市を参考にして、この小中一貫を研究され始めたというふうに思っておりますが、つくば市でも、やっぱりこういう管理規則で、学園名というのはこういう形の位置づけをされているんですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。今回、つくば市の規則を参考にして、那珂市の改正をいたしました。

以上です。

遠藤委員 そうすると、やっぱり私も古川委員と同じことを思っております、一般市民のほうからすると、この位置づけがわかりづらいんですよ。ただ、これで今までと違って規則に位置づけたので、正式に使用ができるようにはなったというふうな認識でいいんだと多分思いますが、ただ、何だろう、対外的に言うには、今までどおり那珂市立菅谷西小学校、那珂市立第一中学校という言い方であって、ばら野学園というのはどういうときに正式として使うのか。その用法が、使い分けがちょっとわかりづらいので、もう少し説明してもらっていいですか。

委員長 お願いします。

指導室長 ご説明いたします。

市内で使う場合ということで、例えば卒業式、入学式で掲げるような名称についてはばら野学園というような学園名を使っています。それから、通知表等ですね、これも公的な文書という

よりは、学校、もしくは市教委のほうで決められるものですので、こういったものは学園名を使います。ただ、卒業証書等の外に出すものというのは、設置条例に基づいた記述になりますので、こちらのほうは那珂市立何々中学校、小学校というような形で使っているということになります。

あくまでも市内で使っているものということに約束を今しているところでございます。

遠藤委員 ありがとうございます。

そういうことなのだろうと思いますが、やっぱり我々は我々として、一般市民、もしくは保護者がわからないと思いますので、そこらのところを、そういう規則に位置づけたというのは今回ご提案いただいた報告として上がってきて説明は受けましたが、あと一般保護者、地域の方々はまだまだわかりづらいと思うので、事あるごとにこのご説明をいただいて、その理念、趣旨を理解いただくようなご努力は継続いただきたいと思います。

委員長 よろしく願いいたします。

そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結します。

以上で学校教育課所管部分を終了します。

学校教育課長 最後に、口頭で申しわけございません、報告がございました。よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

学校教育課長 ありがとうございます。

瓜連学校給食センターについてです。常陸農業協同組合に無償譲渡する件につきましては、昨年の12月議会で議決いただきました。その後、譲渡日である4月1日に先立ちまして、まず2月8日に譲渡契約を締結いたしましたので、ご報告いたします。

さらにもう1件、ご報告がございました。

昨年8月に瓜連学校給食センターの敷地内で水道管の漏水が発生いたしました。また昨年末から今年の2月にかけて、ボイラー本体、またそれに付随する設備にふぐあいが出てしまったために、譲渡前ではありますが、修繕の対応を実はいたしました。これまでこの常任委員会の席でご説明する中では、毎回のように私どもの口から、使えないものはそのまま置いていきます、現状のまま譲渡します、修理はいたしませんと申しあげてまいりました。それにもかかわらず、今回その言葉とは違って、譲渡前に修繕をするという判断に至ったこととなります。委員の皆様には事前のご相談もご報告もすることなく、それで済ませてしまいました。大変思慮が足りず、きょうのような事後報告になってしまいましたことをまずは深くおわび申しあげたいと思います。本当に大変申しわけございませんでした。

ただ、今回修繕を行ったのは漏水とボイラーという事情がございました。特にボイラーは給湯、熱源を賄うための調理場の機能を維持するための根幹となる設備です。また、昨年のうちにJAには、現状として視察いただいて確認していただいていたときにはきちんと稼働する状態で行っていました。あくまでも調理場として譲渡する上で、なくてはならないもの、それを正常な状態で

引き渡すには、その修繕は私たちの責務の範囲と考えて判断したものです。何とぞご理解をいただいて、ご容赦願いたいと思います。

説明は以上です。何とぞよろしく願います。

委員長 この今、課長のほうからお話いただいた件は、本日、私どもも突然に承った話でございます。それ以前は全く教育厚生常任委員会のほうには何もなかった事案でありまして、前年度まで、実は古川委員長のもとに教育常任委員会が開かれておりましたが、その時点ではこのような修繕という形は話が出ておりませんでしたので、きょう話を聞きまして、一瞬ちょっと驚いたところでございますが、今申し出がありましたように、この経緯をこのような形でまとめていただきまして、きょう学校教育課のほうで説明をしたいということでいらっしゃっておりますので、今、課長から説明がありましたが、この時点で皆さんのほうから意見をいただいてよろしいですか。それとももう一度説明をされてからにいたしますか。

願います。

教育部長 今、課長のほうから説明ありましたとおり、今回このような配慮が至らない事態になりまして、まことにおわび申し上げるところであります。

今回の修繕の経緯について、表のほうにまとめましたので、概要について簡単にご説明したいと思います。

修理箇所のほうですね、表で申しますと8点になっております。まず1点目、軽微な修繕ということで、12月11日ですね、こちら、らぼーの駐車場利用者より、今瓜連センター内の外灯がらぼーの駐車場のちょっと役目もしてございまして、外灯照明が切れているということで、切れて暗いということで、電球のほうの交換の作業を行いました。

その後、日時はちょっとさかのぼるんですが、実はセンターのほう、こちら稼働を停止いたしまして、水道のほうの閉栓作業を行ったところ、水道のほうで漏水をしているという報告があり、修繕のほうをですね、調査の結果修繕箇所がわかりまして、12月に水道管のほうを漏水箇所の修繕を行いました。

その後1月以降、ボイラーのほうの引き継ぎを行うために、非常に大きなボイラーでございますので、運転管理も含めて農協のほうに移転するに当たって試運転のほうを行ったところ、スイッチが入らないという事態が生じました。これについても、先ほど申し上げたとおり、ボイラーは基幹で、もともとの譲渡の条件としては調理場として現状のまま移管してほしいということでございましたので、修繕のほうに取りかかっております。その後、ボイラーのほうですね、やっぱり何か所か修繕箇所が出まして、制御盤のほうの交換修繕、通水したところ漏水管のほうの水の漏れが発見されましたので、それについても修繕のほうを行っております。

こちら表のほう、4番目と8番目ですね。蒸気ボイラー制御盤交換修繕というので、こちら2回の修繕が入っておりますが、当初、制御盤のほうの修繕ということで、最初は制御盤というのは非常に高価なものでございましたので、50万から制御盤がかかるということでしたので、交換に当たってはリビルド品ですね、中古品を……

委員長 すみません、もうちょっとはつきりお願いいたします。

教育部長 申しわけございません。

最初、ボイラーの制御盤交換修繕に当たっては、リビルド品のほうをですね、いわゆる中古品というものなのですが、こちらがあればということで業者さんのほうにお願いしたところ、あるということで、1回目の交換を行いました。この時点では稼働があったんですが、再度運転を行ったところ稼働ができなかったということで、改めて再度、新品のもので交換して、今現在稼働ができる状態になっております。こちら制御盤については、1回目の交換修繕、こちらについては作動しなかったということで、その部分の金額を引いた修繕経費ということで請求がございました。総額で140万ということで、漏水関係が77万、ボイラー関係が65万という修繕費のほうが発生してございました。

こちら、私どものほうで、常任委員会の中では何度も修繕費については、現状のままでということでお話はしてございましたが、今回、稼働の根幹に係るということで、私どもの判断で修繕を行ってしまいました。これにつきましては、当然一番、常任委員会でも懸念されたこととございますので、その都度丁寧な説明をして、事情を説明してご理解いただくのが筋だったというふうに考えております。こちらについては、私どものほうで説明不足というのは本当におわび申し上げる限りでございます。

説明については以上でございます。

委員長 以上、説明をいただきましたが、委員の方、ご質問、その他ありましたら。

寺門委員 修理については今聞きましたけれども、これ契約については、まず第1点、何で平成30年2月8日なんですか。これ無償譲渡はもう今年の夏に決まっていたよね、話は、契約も。契約しますよということで、無償でお譲りしますよという話は。まずそれが1点と、当然、条件には引き渡しは現状のままで引き渡ししますよ、その後、譲渡後、発見された瑕疵については責任は持ちませんよという、この契約内容にはなっていますけれども、これ2月8日なんで、既にもう全部終わっていますよね、修理はね。何で契約を、その話が決まった時点でやっていないのかということと、現物、そのまま現状渡しということであれば、なんらその、これは先方さんが確認したのかどうか。今修理に出されて、何回も言われましたけれども、この建物と設備機器について現状を確認して、わかりました、これでいいですよと確認されたのかどうか。これについて伺います。

教育部長 お答えいたします。

こちら公有財産の契約につきましては、まず常任委員会のほうでは6月、9月と内容についてご説明申し上げてまいりましたが、最終的に無償譲渡という議案が締結の承認をいただいたのが12月の議会ということで、その時点で契約書の案はあったんですが、最終的には議会の議決を得てからの契約ということで、日程調整で2月8日ということで、契約の締結をしてございます。

先ほどの現状の話でございますが、農協のほうでは何回か現場のほうを確認してございます。その時点におきましては、当然水道の漏水についても、ボイラーの稼働についても現状確認して

運転されているということで、このままお願いしたいということで、移管のほうの準備は進めてまいりました。

実際、1月以降に入りまして、稼働も含めた引き継ぎですね、非常に大きなボイラー設備でございますので、私どものほうでは、ただスイッチを入れれば稼働するというものではございませんので、制御弁の調整とかそういうものも含めて、稼働の運転とか管理について引き継ぎしようと考えましたところ、稼働しなかったということで、これについては農協のほうも、それはやっていただきたいのと、うちのほうもその部分までは、根幹となる部分でございますので、責務はあるのかなというふうに認識してございました。

ただ、実際現実的に修理費のほうがかかっておりますので、この辺の説明というのはやっぱりきちんと皆様の方にはすべきだったということで、今は考えております。

寺門委員 現状確認のときに、今の話ですと、故障、漏水とか動かない、今年の1月に入っての話なんでしょうけれども、ということで、当然先方さんとの話し合い、JAとの話し合いもされたんでしょうけれども。それでうちで面倒見ますよという話をされたということですよ、今ね、故障した部分については。その辺の話は、どういうことでそういう決断をしたのかという。

教育部長 まず最初の修繕ですね、漏水の部分が発見されたのは8月でございました。その時点で農協さんのほうにもお話ししまして、実際水道のほう、これじゃ使用できないということでございますので、こちらについては私どものほうで修繕するというお話をしました。ただ、本来であればこの時点でも議会のほうに、修繕に係る部分ですので、お話しすべきだったのかなとは思っております。

まず、私どものほうで修繕という認識がございましたのは、農協のほうの譲渡にかかって有利なものとして、今後の改修につながるような修繕をしないという方針で話のほうは進めていたもので、実際修繕箇所がまた別に発生したところが、冷蔵庫のほうですね、ふぐあいが生じて、2台ある冷蔵庫のうち1台がうちのほうで7月21日に稼働停止したんですが、7月19日に冷蔵庫が1台壊れました。ただ、これについては修繕費のほうは、私どもでも見積もりをとったところで40万ということでございましたので、農協のほうにも、これについては備品の修繕なんで、うちのほうでは修繕しないということで、もし必要であれば農協のほうで移管後修繕してくれという話はいたしました。

あともう1点、農協のほうでは使わない大型の、うちのほうで食器の洗浄機がございます。こちらについても最初の調整の中では、そういった撤去も考えてくれないかというお話がございましたが、それについては農協のほうで今後使うときのための修繕なので、うちのほうではそれは対応できないということで、農協の使うための修繕というものは全部しないということでお伝えして、了解はいただいていたと考えております。

以上でございます。

委員長 そのほか。

議長 すみません、部長、1点確認させていただきます。

先ほどの 12 月定例会で議会での承認というのはわかるんですけども、説明の中で、土地の契約が平成 30 年 4 月とか 3 月で切れるから、それまではという話はしていなかったんですか、そういう私は説明を聞いたんですけども、その点ちょっとお伺いします。

教育部長 土地の契約そのものは当初の 20 年契約ということでございますので、今年の 3 月 31 日で失効になるという形でございます。そのため、譲渡、もしくはその時点でセンターのほうですね、廃止の時期というのは必然的にその時期ということで話のほうを進めてございました。こちら実際譲渡の契約としては 2 月 8 日に契約日でございますが、引き渡しについては 4 月 1 日、市の所管が過ぎてからの引き渡しということで契約書のほうにはうたってございます。

以上でございます。

議長 ですよ。ですから、私らが説明を受けたのは、7 月に給食センターはもうとめて、その後譲渡するのにも、J Aにはその土地の契約がまだ残っているから、その以降にやりますよという話をしていたんで、ですから、そういう 12 月の定例会で承認をもらうためにおくれたわけじゃないですよ。結局承認をもらって契約もあるからということをやちょっと言ってもらわないと、やはりそれは消えていたのかなと思って、私ちょっと疑問に思っちゃったんで。その辺の説明をちゃんとしていただければ。やはり私らが聞いていたのは、平成 30 年までは契約がありましたと。ですから、それまでは市の持ち物で、その後に J Aという話だったので、そういうものを聞いていけば、そういう流れでね。だから、もう一つはその修繕も、そういう中で話があればいろいろ考えは、手は打てたのかなと思うんで。そういうところの説明が欲しかったなということは、先ほども言ったようにね、思います。

教育部長 そちらについては、議長のおっしゃるとおりだと思います。契約の中で 4 月 1 日以降ですが、最終的な管理の今所管は市のほうになっているということで、その辺の経緯も含めて、修繕が必要な部分についてはきちんと議会のほうにご説明して、理解を求めながらやるべきだったということで、ご指摘のとおりで反省しております。申しわけございませんでした。

委員長 そのほかご質問は。

遠藤委員 すみません、私もちょっと、その前の経緯がわからないので何とも。ただ、以前の教育厚生常任委員会に報告があったときには、現状のままで引き渡すと。使えないものもそのまま渡すということだったけれども、修繕をしてしまった、申しわけないと、そういう話だったように聞きますけれども。

それでその修繕した部分というのが漏水、ボイラー関係なので、今後譲渡して J Aが調理場として使うには根幹の部分なので、それは修繕をしなければいけなかったというふうな答弁なんです。

ちょっとさっきよく聞き取れなかったんですが、漏水修理のときに、それはこちらでするよという話を J Aとも話をしていたと。ただ、何だかまた別のものがあるって、それは J Aで使うものの修繕は対応しないと行ったものもあるということなんです、それというのは、ちょっとよくわからなかったんですが、どういうことですか。

教育部長 今回修繕のほうをうちのほうで行ったのは、漏水とボイラーですね、基幹となる熱源のボイラーの部分でございます。先ほど修理のほうをしないとといった部分については、実は7月に瓜連センターのほうを稼働停止しましたが、実はその2日前に冷蔵庫がうちのほうで2基、大型冷蔵庫があるんですが、1基が壊れたという状態が生じました。当然うちのほうで稼働する部分というのは残り2日しかないので、うちのほうで修理したとしても、今後使う見込みはないという、その時点で、備品のほうなんで判断しましたので、農協のほうでも、それについては修繕が必要であれば、うちのほうではそれは修繕しないんで、備品の修繕ということなんで、それは農協のほうで責任持って修繕してくださいよという話は伝えました。

直接、センター機能としては冷蔵庫は2基ありますから、1基で機能するものでございますので、電化製品ということで、その修繕はあえて農協のために修繕を行わないということで、そういった備品の修繕は行わないということで了承はいただいております。

あと、先ほどもう1個、洗浄機の話をしたんですが、食器洗浄機、ここには記載はないんですが、実は私どものほうで瓜連センターには大型の食器洗浄機がございます。食器洗浄機のほうも年数がかなり経過しておりまして、修繕を繰り返しながらやっていたものなんですが、ただ、それについては農協のほうでは、今回加工所とそういった形の使用なんで、直接には必要のない備品でございました。実際一部屋がその食器洗浄機になっているんで、できれば農協のほうでは、ある程度、中の改修というか、使わないものについては整理できないかなというお話があったんですが、それについては当然経費がかかるものなので、うちのほうではできないんで、その部分は現状で農協のほうに移管しますので、必要であれば農協のほうでそういった備品については撤去、費用のもとで撤去してくださいということでお話をしたところです。

遠藤委員 なるほど。なかなかちょっと複雑なんですね。

ただ、例えば冷蔵庫、備品であるにしても、考え方としては多分そういう考え方なんだと思うんですよね。今後JAで使うものの修繕は対応しないということがあって、それというのは、そのほかのボイラーとかも考え方はそうじゃないですかね。もう市のほうで使わないんだから。あとはJAのほうで使うんだったら、それはそっちで対応してくださいというのは、それほどこだわらなくても全部そうなんじゃないかと思うんですよね。その考え方は正しいと思うんですよ。なので、恐らく以前の教育厚生でご説明していただいたように、もう現状のままで使えないもの、多分、古いというものも多分心配もあった委員さんもいるでしょうから、どうなんですかといったときに、それはもうそのままですと。使うJAのほうでやってもらうんですよという答弁だったので、皆さん多分納得されて、そのまま過ぎていたんだろうと思うんですよね。

それはちなみに、あとの何回も修繕しているんですよね、これを見ると。ちょこちょこ、12月に2回、1月に2回、2月に3回、ちょこちょこあってですね。この修繕をするというのは、この契約書を見ると、修繕の義務はないですよ。引き渡しは現状、いわゆる現況有姿のまま引き渡すということですから。ですから、契約上は必要ないし、あと、契約の精神としても、担保責任、隠れた瑕疵があっても請求しない、することができないまで、こちらとしては市の立場を

守ってという契約に合意してもらっていますから。ただ、これは本契約締結後ということではありませんけれども、だから、そういった意味では2月8日前のものはこれには該当しないというふうな見方はできますが、ただ、契約の精神からすると、基本的にはもう現状のままで引き渡して、その後何もこちらは責任を負いませんよという契約なんですよ、これね。これはそういうことなんです。

なので、そういうことからすると、一連のこの修繕、見つけたたびに直している、直しているという、かなりもうまめにやっていますよね。これは何でこういうことになってしまっているのが非常に疑問です。これは誰が見ても疑問ですね。我々は市民に対してどう説明するかなんですが。これちなみにJAから要求があったんですか。

教育部長 こちらについては、特にJAから要望があったものではございません。試運転のために稼働したところ、そういったボイラーの関係する配水管や給湯管について漏水が発見されたということで対応を行ったというものでございます。直接農協からそういった修繕をしてくれという意向は直接的にはありませんでした。

遠藤委員 少なくとも現時点では、じゃJAはこういう修繕をしたということは知っているんですか。

教育部長 知っております。

遠藤委員 では、JAからの要望はなくても、この修繕をするときにおいては、JAはその修繕の事実は知っているんですか、その時点時点で。

学校給食センター所長 この時点時点というよりも後から伝えたということになります。ちょうど漏水修理をしているときに、この漏水修理がなぜ3回に分かれたかというのは、ボイラーの給湯管を修繕しているときにまた発見したということなんで、漏水修繕をそのときにするようにしました。

農協は、その時点の後に、申しわけないです、一応修繕しましたという話はさせていただきます。

遠藤委員 そうするとですね、これは確かにその時点ではまだ市のものではありませんけれども、数カ月後にはJAに譲渡する、JAのものになるものを勝手に市がやっていいのかということにもなると思うんですよね。しかも今後所有者になるJAに全く連絡も相談もなく、今、市の所有物ではあっても、税金をここに使って勝手に修繕してしまっているのかということにもなると思うんですが、そこらの考え方はどうですか。

教育部長 JAのほうはですね、あくまで建物本体というよりは、その調理施設としての機能を有していることが今回の譲渡の申し入れの一番の事由でございます。当然移管後は調理場として活用するというのをまず大前提に置いておりますので、それについては当然こういった修理が発生することについて、今の時点で市の所有となっている部分で、移管に当たって修理するのは、やっぱり普通なのかなという認識はあると思います。

遠藤委員 やっぱこれは、議会というのは単にこの議会のメンバー、今5人、議長を含めて6人ですけれども、常任委員会に対して、議会で説明したということは、市民に対して説明したという

ことになっているんですよ、我々は市民の代表なんですから。今、国会でいろいろと文書問題が話題になっております。国会に対してそういう文書を改ざんしたものを出していいか。それは国会議員に対してそういう出したということは、国民を欺いたんじゃないかと、そういう論調が今あるわけですよ。国会に対して説明したということは、国民に対して説明したということですから、同じことを言えば、議会の常任委員会に説明したということは、ちゃんと市民に対して、このJAには現状のまま渡すんですよというふうに説明をもうされていたんですよ、ここ半年間ずっとね。議決自体は12月だったかもしれませんが、それまではそういう形でいて、果たしてこれから市が所有権を譲渡するものに対して、そこに公金を使っていいかどうかというのは慎重な判断を求められていたはずなんです。それがなぜ、しかもJAに相談もせず、報告もせずに、何でそういうことを市の独断で、誰がやってしまったんですか、誰の判断ですか、これは。

教育部長 最終的にはこちらですね、金額にもよりますが、学校教育のほうの判断ということで、学校教育課長と私と、センターのそういった事態を受けて判断したということでございます。

ただ、農協のほうについては、当然伝えていないという意味ではなくて、農協のほうも修繕については理解しているということでお話は伝えてございます。

遠藤委員 それは直してもらっているからね、理解はしてもらっていると思いますが、ただ、わかりませんけれども、その直し方とかお金のかけ方に関しても、これは本当にそれでいいのかどうか、適正なのか、それはまた別のもしかしたら調べる観点があるのかもしれませんが。直したといっても、JAとすれば、もっとここまでこう直してもらいたかったとかね、自分たちだったらここまで直すみたいなのはあったかもしれない。ただ、それを市のほうで、やっぱり勝手に判断してしまってやってしまったということには違いないんですか、担当の方がお話ししたいようですから。

学校給食センター所長 先ほど話したことなんですけれども、ちょっと誤解を招いてしまったんですけれども、8月24日にもう漏水、JAに漏水しているということでもうお話ししています。それから直すようにしているんですけれども。もう漏水していますというのは最初に話していて、この時点というのはずっと漏水が続いているという、一連で、2月のときもそうなんですけれども、最初は漏水していますので、農協に伝えて、それ以降直しているんですが、その都度、漏水の場合、今回の場合というのは、ずっと漏水しっ放しで、どこが漏水していたかわからないということがありまして、それが見つかったということで、漏水を修理すること自体は農協に伝えて、農協でも了解していただいています。ただ、どこが漏水しているか、ずっと漏水し続けていますので、それに対してこちらで直していたということになります。

以上です。

寺門委員 確認なんですけれども、JAが現物、いわゆる建物、施設設備ですね、これを確認したのはいつですか、最初。無償で譲渡しますよという、8月ですか。

学校教育課長 JAのほうで一番最初に現場を見たのが5月19日です。このときは那珂宮農経済センター長と、あとセンターの職員、調理員の方が8名いらっしゃいまして、給食センターの所長

のほうで、JAの方たちに調理機器の説明、あとは稼働状況の確認、このように動いています、ここは動いていませんというようなことを確認してもらっています。ここで現状を確認してもらったというのは、ここの認識なんです。現状のままお渡しするという、基準はここなんです。その後、8月24日にいらっしゃったときには、センターの今後の活用方法を検討するため、もう1回中を見せてくださいということで、どこをどんなふうにするというのを想定した中で視察にいらっしゃっています。

12月8日、この日は備品について、私どもで使うものでもう引き払ったものを残したものでどれを使いますかというような、委員会でも報告していましたが、JAで要らないといったものは、こちらでオークションにかけるなりして歳入にしようと考えていたんですが、このとき全部いただきたいんだというお話がありましたので、ここで全部引き渡しということを決めました。

そのような3回、確認をいただいています。

ごめんなさい、あと年が明けてから1月9日にもう一度視察に来ています。失礼しました。

以上です。

寺門委員 そうしますと、5月19日はもう当然、こちら瓜連は稼働していますから、なんら問題はないという状況でしょうけれども、8月24日はもうこれ停止していますよね。この時点では、契約はそのままいただきますよというお話でしょうから、もし瑕疵があった場合どうなのよというぶっちゃけた話ね、今後発見した場合は。そういう話というのはされていないんですか、その時点で。通常は無償譲渡でも何でも、契約はその瑕疵があればということにはなるんですけども、ある程度話し合いというのが持たれて、やむを得ずこういうことが後で出てきちゃったけれども、どうしてくれますかねという話ぐらひは、この8月24日、もしくは12月8日、これで設備関係は12月8日ですよ、点検しているのは。この辺の話は、現物渡しますよ、じゃ、稼働云々という話というのは、話はされなかったんですか、ぶっちゃけた話というのは。

学校教育課長 8月24日に視察した後に、実は9月29日なんですが、JAと私ども教育部と、あとは今後利活用に当たって関係課である産業部で打ち合わせを持っております。そのとき来たのがJAでは副組合長、あとはマルシェ事業部の部長、あとはマルシェ事業部の課長、あとは常陸営農経済センターの機関センター長というような方が6名いらっしゃいました。私どもは合わせて8名で対応しています。このときにこちらから申しあげた中で、このまま、再度確認ですね。使えないものはこのまま残していきますよというようなことを申しあげてはおります。ただ、このときに漏水がずっと続いていた時点なので、まだボイラーの試運転をしていなかったのも、ボイラーも稼働するものという認識でありましたので、改めてその話は出なかったということです。

以上です。

寺門委員 これは全部漏水に関係するあれですよ、修理はね。その辺がどうなのかがちょっと判断に苦しむところなんですけれども。一応契約上は、うちはもう面倒見ませんよという話でされているということであれば、そのままその漏水がとまったのが8月末ですか。修理は12月となっ

たというふうに言っていますよね、これね。8月末に漏水箇所はわかったけれども、工事は実際、とめた工事は12月にやったということですよ、これね。そうじゃないの。

学校教育課長補佐 8月に漏水の事実が確認できたということで、漏水の箇所がわかったのは12月です。その間あちこち探し回って、結局この場所だという3カ所を特定できたのが12月になりましたので、それで修理が入ったという形です。ですから、その間、水は流せなかったという状態が続いていたというふうに聞いております。

寺門委員 そうすると、その箇所がわからなかったよということになると、現物渡しでも、その漏水は当然これは現状でいうと、その辺の、そのままでもいいよという話になるのかどうか、その辺は聞いていないですよ。現状のままでいいかという話は、JAとの話はどうなんですか。

学校教育課長 JAに漏水しているという事実を告げたと、それでこちらが修理しますと申しあげても、いいえということではなかったです。はい、わかりましたということです、JAのほうでは、だから、当然こちらで修理するものだという認識だと思います。

委員長 何か、もう一度お願いいたします。

寺門委員 それは、那珂市のほうで直すという認識をされていたということだね、JAは。

学校教育課長 漏水に関して修理をしますというお話をしたときに、はい、わかりましたという返事だったと私は聞いております。私、実は直接じゃなくて、センター長のほうにどのような反応でしたかと聞いたら、はい、わかりましたというような雰囲気だったと聞いております。

委員長 でも、修理をしますとこっちからお話ししたんですよ。そうしましたら、わかりましたと普通言いますよね。いいですとはなかなか言わないですよ。

学校給食センター所長 漏水に関してなんですが、どうしても、農協が来たときも、トイレとか、やはり来たときに使うというときに、トイレも出ません、もう当然水道をとめています、漏水していますということで報告したとき、まだ直していないときですね。農協では、こちらで、やっぱりそういう漏水というのは、どうしてもトイレを流すともっと以上に、漏水しているものですから、流れてしまうということがあって、そういうのはやはり直してほしいというものですか、そういうのはあったんで、こちらでも漏水というのは一番大事なものとかなど。引き渡すときに漏水していたままというのは、やはり何ていうんですか、その施設を使うときには、本当に一々とめるといっても、普通の家庭用の水道ではないものですから、施設は。とめるのに器具を使わないととめられないというのがありますもんですから、その点を、器具を使って、手ではとめられない、家庭用とは違ってということがありますんで、農協でも、やっぱり直すということで、こちらでも一応、漏水というのは一番大事なところかなと思いましたが、一応直すということで伝えたと、わかったということでした。

遠藤委員 12月に議決したときですが、議案書自体にはこういう契約書というのは添付はされていなかったか。

学校教育課長 契約書は添付していません。

遠藤委員 というと、私もきょう初めてこの契約を見たわけですが、それまでは、だから無償譲渡し

ますよ、その議決を12月にするに当たっては、議会のほうに執行部からは、教育厚生常任委員会で説明していた内容ぐらいしかないわけですよ、我々の判断材料としては。それは、だから、現況有姿のまま——すみません。その12月の議案書を見ておりますけれども、無償譲渡するために議決を求めるといふ議案書にはないんですよ。どういう内容かという判断材料としては、我々としては教育厚生常任委員会に説明されたものしか判断材料はないです。そういう状態で無償譲渡なんだなということ、議決をしたということになりますけれども、ということは、その時点では、今、課長がおっしゃったような9月29日に関係者8名での打ち合わせのときに話が出たように、使えないものはもうそのままにしますよという話がもうできていたわけですよ、だから、こういう条件のもとでの議決だったわけです。

それが12月の時点ですから、12月の何日に議決だったかあれですけども、さらにこの修繕の経過を見ると、漏水修理自体は議決の後にやっているわけですよ。特定して、修理は12月25日にして、その後も1月、2月、3月、ずっといわゆる関係者の中では、使えないものも、そんなものはもうそのままにするんだというふうな条件のもとでの議決を経た状態で、どんどん税金が修繕に使われてしまっていたと。そういう事実というか状態に間違いはないですか。

学校教育課長 事実としてはそうだと思います。ちょっと補足しますと、12月にはその議決の案件だけを提出しておりますが、その前の段階で、9月の議会のところで無償譲渡の方針そのものについて、那珂市のメリット4点、大きく上げて4点あるんですが、説明して、この無償譲渡が一方的な便宜ではなく、那珂市にとっても、那珂市のほうにメリットがあるんですということをご説明して、その内容をご承認いただいた上での、次は議決という手続になったわけです。

実際その議決をいただいたときには、今回のようなことは全くわかっておりませんでした、私の方でも。その後いろいろ出てきた中で、例えばもう議決してもらったんだから、もういい、報告する必要はないとか、例えばそんな考えさえも及ばず、これはJAのためというよりは、那珂市の責務として、調理場を調理場として使える状態で渡すのが、それが那珂市の責任のとり方、誠意だと私は認識しておりましたし、そのような結論に至った上での修繕でございました。すみません、言葉足らずですけども。すみません、以上です。

遠藤委員 気持ちにはよくわかります。そうだったんだと思いますよ。責任を持って多分やられたんだと思いますが、ただ、そうすると、関係者の中での話し合いでの、これは危険負担の話なんですよ。つまりその契約、話をした後で、その後何か起きたらばどっちがどう責任持つかというね、危険負担の話なんですよ。そこに、しかもこれ残念ながら、というか市の所有物ですから、そこに公金が入るといふ話なんですよ。それをどうやってどちらが負担するののかの話であって、残念ながら9月29日段階では危険負担はもう、負担はJAが負うということにもなっていたわけです、つまり。何かしら家や建物を引き渡す場合の危険負担と同じです。だから、そこで、意味は、こちらはもう渡すだけで話が決まっていたものを、そのときには正式な契約は締結してなくても、危険負担を、市がちょっと軽率でしたねというふうに思うわけですよ。しかも、市民の代表の議会にも報告もなかったですねということですよ。

そこらのところをどういうふうに関後考えるかだとは思いますが、一応事実の関係としては、私はわかりました。

委員長 そのほか。

古川委員 今回の件に関しましては、まことに遺憾であります。ただ、今、遠藤委員もおっしゃったように、なぜそれをやったのかという部分については、一定の理解はいたします。そうなんだろうな、逆に私が同じ立場だったらそうしなければいけないのかなんていうことも思います。でも、それ以前の委員会の質疑で、やるんですかという話に対してはやらないと、今ちょっとネットで確認しましたが、会議録を見ますと、受け取ったほうがやるのは当然であるというふうに述べられていますね。それを実際にやったわけですから、理由は別としてもですね、金額も別として。やったわけですから、その段階でなんらかの報告なりがあってもよかったのかなど。その判断を、これ金額的には課長決済ということで、修繕はされているんだと思いますが、部長には相談はしたということのようですね。本当にどういうことでこれをやって、これ気がつかなければ、誰が指摘して今回この報告に至ったんだかわかりませんが、教育委員会から、みずからこの報告をさせてくださいという申し出があったわけではないというふうに聞いております。指摘があって初めて。つまり指摘がなければこのまま我々も知らずに終わってしまったということになるわけですね。その辺をどのようにお考えになるのかをお聞きしたいんですけども。今、部長、課長からはご説明をいただきましたので、申しわけございませんが、この委員会にも同席されておりました副市長、そして、9月の委員会でも、これ今言っているのは、私がさっき言ったのは3月の会議録を見たんですが、9月にも同じような質問をされて、やはり同じような答えをされています。その際には教育長もいらっしゃいましたので、ちょっとお二人からご所見を伺いたいと思います。

副市長 実は私、別に責任逃れをするわけではないですが、この話を聞いたのはきのう、おとといでありました、初めて聞きました。いろいろ教育委員会からもお話を聞きましたけれども、先ほどから課長とか部長がお話ししましたように、何度かこれまでにJAと現場で立ち会って打ち合わせをして、漏水については気がついてたと。それは直すと。しかし、ボイラーについては、その時点では動くという状況の中で、当然JAもいたわけで、それをこのまま黙って壊れたままわからないふりをして渡すというのはどうなのかなということ、先ほど課長が言ったように、そこは市の責任で当然使える状況に最低限、いわゆる基幹、一番ボイラーの部分、熱源の部分と水を流す部分ですから、一番基幹の部分は当然直さなくちゃならないだろうということだと思えます。私も当然だと思ひまして、それには別に違和感は私は持っていません。

ですから、これに関しまして一番の問題は、議員各位に一度、修繕はしないという話をした中で、こういう修繕をしたということは、そこは確かに遺憾であると思ひますが、実は私も聞いていなかったということで、そういうことで、申しわけございませんでした。それ以上は申しあげようがありません。

古川委員 ですから、そういう説明、今の経緯とかね、報告とか質疑での答弁も踏まえて、どうある

べきだったと思われませんか。

副市長 ですから、その修理をしたこと自体は、私は別に間違った判断ではないと思っています。ただ、このようなことがほかの方から話が出てきて、こういった形になったのは、私も知らなかったというのは、そこは非常にまずいことだとは思っています。

以上です。

古川委員 ご自身も遺憾でありますか。

副市長 いや、私も聞いていなかったの、そこは遺憾だとは思っています。まずいとは思っています。ただ、この判断は、教育委員会が修理をした部分は全然問題はないと思います。と思っています。ただ、私も去年の教育厚生常任委員会の中でも、曖昧な言い方なんですけれども、全て市のほうではなくて、譲られた譲渡者のほうが担うという形でやるのが当然であるという答え方をしていますんで、そこは微妙な言い方なんですけれども、全て市のほうではなくてという言い方をしていますから、その言い方がちょっと曖昧なんですけど、そういう意味では、全体的に言えば市ではやらないんだというふうに解釈はするんだと思いますが、そういう中で修繕をして、我々も聞いていなかったというのは、そこは問題はあるかなとは思っていますけれども。修繕をしたこと自体の判断は間違っていないと思います。

委員長 では、教育長からもお願いいたします。

教育長 今回の件ですけれども、本当に皆様方にご心配、ご迷惑をおかけしたことは、本当に申しわけなく、大変おわび申し上げます。

ただいまの経緯等については、部長、課長から報告があったとおりですけれども、ただ、しかしながら、やはりきちんと報告をしなかったり、説明不足であったということについては大変申しわけないなというふうに思っております。ただ、今、副市長も申しあげましたけれども、当時、部長、課長がそのような判断をしたということについては、今、委員の皆様からもある程度のご理解をいただいたので、そのことについては私もお礼申し上げますし、私もそのように思っているところです。

ただ、今、委員の皆様からいろいろとご指摘を受けたりご意見をいただきましたので、今後、当然このようなことが二度とあってはいけないわけですけれども、教育部としての、教育委員会としての情報の共有であるとか確認ということについては、今まで以上にきっちり行った上で、お互いに連携をとりながら今後努めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

ですから、結局こういうことがあると、こういうことがあったからまたそういう話になっちゃうんですが、結局冰山の一角なんじゃないかと、ほかにももっとあるんじゃないか、こういうことがというふうに思っちゃうんですね。ですから、本当その辺はね、きちんとお願いしたいなと。

だから、私も先ほど言いましたよね。やったことに関しては、副市長もおっしゃいましたけれ

ども、私も多分、同じ立場だったらそういうふうにするべきなんだろうなというふうに思います。ですから、やらなければいけないことはきちんとやって、報告しなければいけないことはきちんと報告して、そうすれば、こういう最初から問題にも、指摘もされないと思いますので。これは教育委員会だけの問題じゃないですけれども、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。

委員長 皆さんの意見がいろいろと出ましたけれども、この件に関しましては……

暫時休憩します。

休憩（午後0時22分）

再開（午後0時22分）

委員長 再開いたします。

遠藤委員 今、副市長、教育長からお話いただきました。

ちょっと、ただ違和感があるなと思って聞いておりましたんですが、知らなかったとかという部分というのは、これはどちらかという組織上の問題なのだろうというふうに思うんですね。だから、副市長が知らなかったから、私は何ともしよう話にはならないと思っていて、これはそもそも関係者含めて使えないものはそのままにするというふうな話にして決まっていたものを、そこからさらに公金を使って修繕をしたという話なんです。ですから、確かにそのこと自体は、結果としてこれをやってよかったかどうかというのは、それはまたここで論じる、決められる話でもないのかもしれませんが。少なくとも議会に報告していた内容と違う税金の使われ方をしてしまって、それがもう終わってしまう、しかもね、審議にもかけられずにもう終わってしまっているということ自体がまずいのではないかと私は言っているんですよ。そのことについては、副市長、どうですか。

副市長 ですから、そこについては大変遺憾だなと思っております。私は聞いていなかったから云々じゃなくて、私は当然、私も聞いていなかったのも、そういう流れになっていること自体もおかしいと思いますし、今回委員さんにも、修繕をしないと言っているのにしたということは、当然そこは大変遺憾な問題だなというふうに思っています。ですから、私は全く関係ないよという話ではないです。

寺門委員 じゃ、副市長にお伺いしますけれども、その先、今後再発防止をどういうふうに庁内を、要するにこういうことはないようにというお話をされるんでしょうけれども、その辺を伺いたい。

副市長 確かに、どこまでを、私とか市長まで、どこまでその案件を上げるかというのは、そこはいろいろあると思うんです。ただ、今回の件は、教育委員会としてもやって当然だという考えのもとにやったわけですから、当然、私らにもそこは話をすること自体も考えていなかったと思うんですよ、そうだと思うんです。ですから、今後、こればかりじゃなくていろいろこういう案件も出てくるでしょうけれども、いわゆる課長の判断、部長の判断でできる部分については、そのために部長、課長がいるんであって、そのいわゆる重要度というのはどこまでを判断するかというのは非常に難しいと思いますけれども、できるだけ、以前よりは私のところにいろいろ相談に来ているというのは、以前から見ればかなりの件数がありますので、そこはそれぞれ部長、

課長の判断だと思えますけれども、できるだけ副市長まで話を通じておこうかという話は、そういう流れにはなっていると思えます。ですから、そこは今後も引き続きそういう方向でいきたいと思っています。

寺門委員 風通しのいい庁内というか、組織ということで、非常にぜひ期待したいと思えます。

委員長 それでは、いろいろ意見が出されましたけれども、今後このようなことのないように、何かありましたときには議会のほうに報告、よろしく願いいたします。

以上で学校教育課所管部分を終了といたします。

時間が延びてしまいましたが、では、暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休憩（午後0時26分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算、生涯学習課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、コミュニティスクール推進事業について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の高安です。外10名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、131ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、中段にございますコミュニティスクール推進事業22万7,000円、3万9,000円の減になります。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 コミュニティスクールについては、この前、私一般質問もいたしましたけれども、今、白鳥学園でされていますけれども、それで終わりではないなというふうに私は思っているんですが、課長のほうから、今後どういうふうな感じで進めていくのか、また、白鳥学園でも何かもうとにかく予算がなくて何もできないと言っているんですけれども、もちろんないようにやるのが一番いいことなんでしょうけれども、その辺についても、予算についてもいかがでしょうか。

生涯学習課長 答えいたします。

コミュニティスクール、学校運営協議会につきましては、国の法律のほう若干改正になっておりまして、順次市内の学校のほうに広めていくというようなこともございますが、国のほうの法の改正自体がまだ流動的でございます。また県内の、那珂市を含めまして一部設置をしている、コミュニティスクールを設置している市町村が3市のみというような状況になっておりまして、今後も、全国的な形で見ましても、294市区町村、コミュニティスクールを設置している市区町村あるんですけれども、全部の学園が設置をしているところというのは79ぐらいしかまだ

ないという状況でありまして、国の動向とか、それから県内の状況を見ながら、そのあたりについては調査研究を行っていく予定で、そういう考えで一応今のところおります。

また、予算につきましても、委員おっしゃるとおり、確かに今回も若干減になっているようなところではありますが、でき得る範囲で要望も聞きながら行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 では、続きまして、9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 ご説明いたします。

150ページをお開きください。

下段になります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費1億8,811万6,000円、2,315万8,000円の増になります。増額の主な理由につきましては、職員人件費となります。国体準備事務に伴う人員増によるものです。

続きまして、152ページをお開きください。

下段になります。

2目公民館費4,063万9,000円、470万5,000円の減になります。減額の主な理由につきましては、公民館施設管理事業で集会ホール改修に伴う実施設計委託が終了したことによるものです。

続きまして、154ページをお開きください。

下段になります。

3目青少年対策費784万7,000円、17万8,000円の減になります。

続きまして、156ページをお開きください。

4目歴史民俗資料館費3,200万円、53万円の増になります。

続きまして、次ページをごらんください。

下段になります。

5目文化財保護費2,173万3,000円、88万3,000円の増になります。

続きまして、さらにまた次ページをお開きください。158ページになります。

中段になります。

市史編さん費140万1,000円、7万3,000円の減になります。

続きまして、同ページになります。

7目図書館費9,927万1,000円、163万7,000円の増になります。増額の主な理由につきましては、図書館管理事業の修繕費の増によるものです。

以上になります。

委員長 以上、説明が終わりましたが、皆さんのほうでご質問ありませんでしょうか。

遠藤委員 158 ページです。額田城跡の城館跡というのか、この事業についてちょっと教えてください。

生涯学習課長 こちら城館跡ですが、平成 26 年度から順次、那珂市内にあります中世の城館を発掘するというような事業になっております。年度によりましてそれぞれ地区が分かれておりまして、来年度につきましては、額田地区と神崎地区を行うような形になっております。

以上です。

遠藤委員 ちょっと不勉強で申しわけなかったです。なかなかちょっとわからなかったのです。これというのはあれですか、年次計画で市内の館跡を地域地域で回って発掘していくというふうな事業なのか。今までどういうふうにとこらをやってきて、今後どういうふうにやっていく中のこの平成 30 年度予算なのかを教えてください。

歴史民俗資料館副館長 すみません、お答えします。

平成 26 年度からこの事業は茨城大学のほうに委託しまして、城跡の表面調査、俗に言いますと縄張り調査と言いまして、地表面がどの辺がこう変化しているか、堀がどのぐらいあって、あと表面的に盛り土がどのぐらいあるとか、そういう調査を茨城大学の学生さんに委託をして、平成 30 年度まで、来年度ですね、の期間で委託して行っている事業です。

以上です。

遠藤委員 ちょっと概要、多分、年次でやっていらっしゃるんだと思うので、ちょっとよくわからない、この調査事業の概要がよくわからないので、今までどこをやってきて、最後、じゃ、平成 30 年度が最終年度、5 カ年計画の最後だということですが、どういうふうなことでやってきて、これをどう生かそうとしているのかを伺います。

歴史民俗資料館副館長 始まりは民間業者が宅地造成なんかを行いまして、古い館跡を造成で失ってしまう、そういうことが何か、そういう関係機関というか、いろいろな方の耳に入りまして、那珂市の場合、特にその昔の城跡が非常にたくさんあるということで、最初はその調査が始まった経緯があります。それで、年次的に、最初に菅谷地区、そして木倉、戸多、それに瓜連、順次行いまして、最後の年度がここにある神崎、額田が残りまして、平成 30 年度に行う予定でおります。結局後世にどういう館があったということを記録するために始まった事業です。

以上です。

委員長 そのほかご質疑ありませんか。

(なし)

委員長 では、ないようですので、次に進めます。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、3 目体育施設費、4 目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 お答えいたします。

160 ページをお開きください。

中段になります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 5 億 2,560 万 7,000 円、4 億 9,021 万 6,000 円の増になります。増額の理由につきましては、国民体育大会準備事業に伴う競技会場整備費、会場管理委託等の増になります。

続きまして、164 ページをお開きください。

3 目体育施設費 4,658 万 8,000 円、2,580 万円の増になります。増額の主な理由につきましては、瓜連体育館耐震補強工事の実施及びかわまちづくり支援制度による那珂川河川敷の整備に係る費用増になっております。

続きまして、次ページをごらんください。

4 目総合公園費 1 億 9,467 万 4,000 円、2,995 万 2,000 円の増になります。増額の主な理由は、総合公園アリーナの証明 LED 化改修工事の実施に伴う増によるものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたが、ご質疑ありませんでしょうか。

古川委員 161 ページの国体の準備事業なんですけれども、以前の委員会で、自治体負担が当初見込んだというか、想定したよりも結構膨らんでいるという話で、今後交渉していくという話だったかと思うんですが、その後どんな感じで、この当初予算になったのかお伺いします。

生涯学習課長 県のほうと交渉のほうを進めているところではございますが、県のほうでもまだはつきりとした、予算自体はついておりますが、まだはつきりとした条例とか規則とか、そういったものはまだ決まっておきませんので、入ってくる補助金であったりとか交付金であったりとか、そういった内容については、まだはつきりとした内容は決まっておきません。ただ、以前と同じように会場のほうの実施に伴う整備につきましては、県のほうで 100% 持つという部分につきましては変わらず行っておりますし、そこについてはさらに膨らんだ形に、県のほうの負担が多くなってきている部分にはなっております。

また、競技の内容につきましては、今後競技団体のほうと協議を進めながら、どういった形で運営をしていくかというふうな内容で規模をうまく効率よく行うことで、経費のかからない方向で持っていけるであったりとか、そういった協議を今進めている段階であります。

今回の金額につきましては、平成 30 年度に整備をする内容のものだけという形になっておりますので、主に現会場の水農のほうですね、水農の会場の整備といったようなところになっておりますので、今後、また今度設備のほうが仮でできてまいります厩舎であったりとか、馬が入る建物であったりとか、そういったものはもうちょっと後になってまいりますので、そういったものができ上がってくるときにはまた若干ふえてくる形になってくるかと思っております。実際に平成 31 年度につきましては運営という形の部分が主になってくるかと思っておりますので、そちらの分についても次年度かかってくる形になってくるかとは思っております。

以上です。

古川委員 今のご答弁の最初に、県のほうで規則がまだ決まっていなとかなんとかと。ということで、決まったらば、結局各開催自治体ではこれだけ負担してくださいというような割合みたいなものが決まってくるということでしょう。ということは、もし違っていたらあれですけども、ということは、思ったのは、交渉の余地なんかないんじゃないかなという。つまり自治体ではこれだけ負担してくださいと言われれば、それを負担しなければいけないということになっちゃうんじゃないんですか。交渉の余地があるんですか。

生涯学習課長 それぞれ自治体によって、さきに開催された県ともまた違う要素というものがございまして、ここの市町村についてはこういったものが独特なもの、会場の状況によっても独特なものがあるので、そういった部分については補正的なもので、拾ってくれる、こちらの負担分を結局拾ってくれるというような内容のものがございまして、そういったところの方向性自体は決まっているんですけども、それがどれぐらいになるかというふうなところまではまだ細部まで詰めた状態ではないので、見えてはいないんですけども、そういった補正での対応ということをや県の方では考えてくれているというようなことですので。そういったところでさらに市の負担を軽減してくれるというような内容で考えてくれているようでございます。

以上です。

古川委員 ですから、交渉の余地があるんですかという話。

生涯学習課長 交渉の余地はございます。今後交渉していったら、そういった内容について細かく決めていく状況であります。

以上です。

古川委員 ということは、県対那珂市、県対、例えば水戸市とか、1対1の交渉ができるということなんですか。

国体推進室長 すみません、ちょっと複雑になるので、ちょっと細かく説明させていただきたいんですが、段階によって、会場整備の交付金とかリハーサルの交付金とか、本大会による交付金とかという形で幾つかに分かれております。その段階段階によって、各市町村でどういうものがあるのかというヒアリングは、県のほうと行っているんで、その中で調整をしていかれるということで、全体的には決まっていくのは県のほうで決めますが、その中で聞いていただける余地があるということで、交渉の余地があるというふうな形になります。

委員長 そのほか。

遠藤委員 やはり国体の件ですが、特に事業説明書の139ページと140ページにこの内容が載っておりますが、特にこの仮設競技会場整備を4億5,000万ぐらいでやるということでございますけれども、これは馬術の仮設の競技会場を整備するというのに負担金補助及び交付金、これは会場を整備するのに4億5,000万かかるということですか、市の単費で。

生涯学習課長 会場整備4億5,000万につきましては、中で競技会場の整備と管理委託というふうな形で分かれておりまして、競技会場の整備については3億8,000万強ですね、そういったところがかかる予定でございます。

遠藤委員　そうですね、内訳はそういうふうになっておりますが、これちょっとどういったところに、水農のところなんだろうが、どういうふうな競技会場ができるのか、それと、それはこれだけかけたものであれば、ある意味何ていうんですかね、レガシーという考えなんですかね。仮設とはいえ、つくるのは3億8,000万かけてすぐ壊してしまうのか、今後活用を想定した上での工事になるのか。

あとあわせて、国体においてはメイン会場というか、開会式等々は笠松運動公園でやるわけですが、笠松運動公園のほうの予算は、この平成30年度ではどういうふうになっておりますか。

生涯学習課長　まず1つ目の競技が終わった後の状況なんでございますが、一応、場所が県立高校ということになっておりますので、こちらにつきましては現在のところ全て仮設という形で県のほうで考えているという形になっております。ですので、そのときに使うものにつきましては、全て撤去というような形になってくる予定でございます。

それから、開閉会式が笠松運動公園のほうで行われる形になりますが、こちらにつきましては、茨城県のほうで全部行う形になっておりますので、こちらとしては関係の小学校であったりとか、そういったところが演技とかそういったものに参加するといった状況ぐらいしか、市のほうではございません。

それと、先ほど3億8,000万強の金額がかかるというお話がありましたが、こちらにつきましては、一応、県のほうから交付金のほうで入ってくる金額がございまして、一財で全部持ち出しということではなくて、県のほうから交付金が入ってくるという形になっております。

以上です。

遠藤委員　そうですか、全て撤去ですか。何かもったいないなという感じがしますね。なんとか、何かしら使えるものがないのかなという感じはしますけれどもね。ちょっともったいないですよ。なにかならないかなという感じはいたしますね。

ただ、何をどう使うかということにもなりますが、やっぱりそれは馬術というのは、結構あれなんだろう、聞いたところによると、どこでもできるようなものじゃないんですってね。何かお馬さんの足からいろんなばい菌が入ったりするとまずいから、その会場自体も結構デリケートなところでないといけないとかということなんで、そこで水農が選ばれているというふうなこともあるようですから。ですから、せっかくこういった機会にね、なかなか箱物というのはつくれないですからね。なので、そういったものが今後もあれば那珂市のね、ある意味、地域資源をうまく活用した何かしらに使える気はするんですが、その撤去というのはせざるを得ないものなのかどうかということも1点と、それから、この事業説明書には財源内訳として一般財源ということで全部書いてあるんですが、これは一旦、一般財源で支出をした上で、後ほど県からそのような交付措置があると、そういう考えなんですか。

生涯学習課長　では、まず交付金のほうのお話からいきますと、委員さんのおっしゃったとおりで、市のほうで歳出しまして、後ほど入ってくるというような形になっております。

それからあと、なんとか残しておけるか否かというところでございますが、こちらについては、今のところまだ残せる残せないのお話ができるような状況ではなく、一応内容としては撤去というような方向でしかちょっと決まっていけないものですから。そういったご意見がありましたということは伝えていきたいかと思っております。茨城県のほうが一応行っていくような形になりますので、そういった意見がありましたということだけ。

遠藤委員 それはね、判断の権限がないということなのかもしれませんが、やっぱりそれは県がやることと云って、県民と市民は一緒ですからね。税金を出すのは一緒でございますから、その県税の使い方、適正な使い方としてちょっとそういう声が出ていると、現場の自治体としては、という話も出していただいてもよろしいかと思います。

というのは、何十種目と、もう県内にわたっていろんな会場でこういう建設をしたりするんだと思うんですね。それ全部みんな、全部撤去なのかという話なんだと思うんですね。それはちょっと県税の使われ方としてもいかなものか。あと、多分、危険性とか何かしら特殊性、大会の種目の特殊性で、ここは撤去しなければいけないけれども、ここは残せるとか、そういった柔軟なものもあるのかもしれないと思うので、適正な、できるだけ無駄のない使い方をしていただきたいという声が出ましたよぐらいのことで、ちょっと県には話をしていただきたいなと思います。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後1時26分）

再開（午後1時27分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算、健康推進課所管部分を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、3目健康推進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課の片岡です。外3名が出席しております。

着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、予算書83ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2億5,805万7,000円でございます。健康推進課、環境課の職員人件費のほか、献血推進事業、休日・年末年始等におけます軽度の急患患者のための休日夜間診療委託事業、それから常陸大宮済生会病院への運営負担金、水戸市が中心となって周辺8市町村と協定を締結しております茨城県央地域定住自立圏事業等への各種負担金、それから総合保健福祉センター運営に係ります総合保健福祉センター管理事業等

に関する事業予算でございます。

前年度と比較しまして309万7,000円の減となっております。減額の内訳としましては、保健衛生総務事務費の中で健康増進計画策定のコンサル委託料、それから、総合保健福祉センター管理事業におきまして、高齢者福祉センターの空調設備改修に伴います実施設計委託料等の減によるものでございます。

また、新規事業としましては、骨髄ドナー提供となる方で、勤務先等で特別休暇制度のない方に対しまして、骨髄ドナー費補助事業を新たに計上しております。

続きまして、予算書85ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、本年度予算額1億8,860万9,000円でございます。予防接種法に基づきました定期予防接種や任意予防接種の実施のための予防接種事業、妊婦や乳幼児の健診等を実施するための母子健康診査・健康相談事業、それから乳幼児家庭全戸訪問事業、不妊治療費助成事業等に係る事業予算でございます。

前年度と比較しまして255万7,000円の減となっております。減額の内訳としましては、予防接種事業におきまして出生者の減少が見込まれることにより、予防接種の委託料等の減額となっております。

続きまして、予算書87ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進事業費、本年度予算額5,782万9,000円でございます。疾病の早期発見や健康の保持増進を図るため、生活習慣病予防健診や胃がん、大腸がん等の各種がん検診事業など、総合健診を実施するための各種健診事業、それからまた、乳がん、子宮がんの検診者の対象のうち特定年齢の方へ無料クーポン等の発行によりまして、女性がんの検診を勧奨するためのがん検診推進事業、それから団体補助としまして、那珂市食生活改善推進員協議会への補助金等に係る事業予算でございます。

前年度と比較しまして169万9,000円の減となっております。減額の内訳としましては、各種健診事業におきまして、前々年度の健診受診実績者数等に基づきまして算定を行うことにより、健診関係の委託料が減額となっております。また、新規の取り組みとしましては、高齢期においても健康を維持して生活するためには、口腔機能の維持が重要視されているような観点から、保険課と連携しまして、新たに歯周病検診を平成30年度より開始いたします。

以上になります。

委員長 執行部より説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 病院不足、特に小児科とか産婦人科の観点でちょっと質問してもよろしいでしょうか。

以前の教育厚生常任委員会で要望書を市長宛てに出して、安心して子育てができる医療体制の整備についてということを出させていただいているんですが、それは健康推進課でよろしいんですか、こども課じゃなくていいですか、大丈夫ですか。

健康推進課長 健康推進課のほうになるかと、要望書の3番のことですね。

古川委員　そうです。その辺の進捗状況はお伺いできますか。

健康推進課長　現在的那珂市のこの要望書に対します現状等についてお答えさせていただきます。

那珂市におきまして、この要望書のご指摘のとおり、周産期医療や小児科医療が不足しているような状況につきましては、全国的な傾向にあります。那珂市におきましては、産婦人科は1医院もございません。水戸市やひたちなかの隣接において出産を行っている状況にあります。また、小児科につきましても、市内の小児科専門医を標榜しております医療機関につきましては1医院のみで、そのほか内科医等が勤務に当たっているような状況にあります。小児科についても産婦人科と同様に水戸市やひたちなか市など、隣接の市町村の小児科において、住民の方は診療を受けているような状況にあります。

しかしながら、医療機関を市が単独で誘致するというようなことは、現時点においてかなり現実的に難しいような状況となっております。そういう状況の中で、この要望書の中で4点ほどございますが、医師会と連携し休日当番医などの診療時間の延長、それから休日診療を保健センターなど公共の場を使って行うシステムの導入を検討するというような部分につきましては、現在、那珂市の休日診療につきましては、那珂医師会の協力のもとで、在宅当番制をとってしまして、現在は年間約70日、午前9時から11時半の時間で診療を行っていただいています。

それで、要望書の中の今度は時間延長とかの部分についてなんですが、協力医療機関側からの診療体制の準備、お医者さんだけでは診療に当たれないので、そのほか看護師さんとか医療スタッフをそろえる必要があるというようなことを言われております。

それから、休日診療を担当する時期においても、少ないときだと五、六人というような場合と、多い日ですと五、六十とか70名とかがかかるような場合がございますので、診療される患者さんにばらつきがあることから、お医者さんのほうでなかなかその時間延長に対応していただくことは難しいような状況となっております。

また、休日診療を保健センターなど公共の場で行うシステムの導入ということですが、こちらのほうにつきましても、現在単独に保健センター等へ休日診療所を整備するための費用や、それから那珂医師会から派遣していただく医師、スタッフの確保について、かなり難しい点があると考えております。

このような状況の中で、現在、那珂市におきましては、少子化や人口の減少が進展していく中、また、限られた財源の中で集約とかネットワークの考えに基づきまして、水戸市のほうが中心都市を宣言いたしまして、圏域全体の住民の方の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、水戸市の近隣の市町村におきまして、必要な生活機能を相互に確保し、役割分担をしながら連携協力をするような形で、平成28年7月に水戸市を中心としまして、茨城県中央地域定住自立圏の形成というような協定を結んでおります。こちらの協定を結びました水戸市を中心とします圏域の9市町村におきまして、医療とか環境とか福祉とか、幾つかの分野があるんですが、医療の分野におきましては、初期救急医療の充実とか、あと、医師や看護師の確保に向けた取り組みを協議会の中で進めていくというようなこととなっております。

それで、この協定を結んだ中におきまして、小児医療を含めた初期救急医療につきましては、定住自立圏内の地域住民が、水戸市やひたちなか市、笠間市、石岡市等の休日夜間診療所をその地域の住民と同じように利用できるような環境に現在なっております。また、水戸市の休日夜間診療所におきましては、水戸市医師会の協力のもとで行っておりますが、診療を担当します医師確保が水戸市においても非常に困難な状況にあると聞いております。それで、水戸市の医師会に所属します医師だけでなく、近隣の医師会に所属する医師の協力を得て現在運営を行っているというようなことです。那珂医師会の先生方も当番で水戸市の休日夜間診療所のほうに当たっているということですので、限られた人的資源や財源の中で市で単独に保健センター等へ休日夜間診療所を整備することは現在かなり難しい状況にありますことから、このような連携したシステムを活用しまして、住民の方に隣接のそういう初期救急医療や小児科についてはかかっていたかのようなことが現状かと考えられます。

以上になります。

古川委員 すみません、もう一つあると思うんですけども、いわゆる病院もない、先生もいない、だから、病院に行かなくても相談、特に夜間、相談ができるような茨城子ども緊急電話相談とかありますよね、県に。ああいうものをもっと周知されたらどうですかという提案もしていると思うんですが、その辺はどうですか。

健康推進課長 その部分につきましては、やはり同じように茨城県央地域の定住自立圏の中で、——すみません、資料を配らせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。委員長、大丈夫でしょうか。

委員長 配ってください。

(資料配付)

健康推進課長 よろしいでしょうか。

ただいま参考まで、救急受診ガイドブックというものを配らせていただきました。こちらのものにつきましては、茨城県央地域定住自立圏の形成におきまして、平成 29 年度事業の中で作成したものです。それで、那珂市民の方に対しても平成 29 年 12 月、全戸宛てにお配りをしております。議員の方々につきましても 12 月の定例会で投げ込みをさせていただきました。

それで、また、班未加入者につきましては、今年の 3 月になりますが、若干おくれますが、郵送で班未加入者にも全部送るような形で考えております。水戸市のほうからも救急夜間診療所のかかり方とか、あと限られた医療資源を使っていく中で、こういう形で全地域の住民に周知のほうを行っていくような考えでおります。

また、市のホームページのほうにおきましても、情報提供を行っております、その関連医療機関とのリンクや、そういう部分については情報提供を行っているような形になります。

今、古川委員さんおっしゃられました小児救急の場合とかにつきましても、4 ページのほうで、子供みの場合、判断に迷ったときとかは子ども救急電話相談、ウェブサイトであれば子どもの救急、それからあと、アプリ等につきましてはこういう形で全戸配布をさせて、今年度につつま

しては周知を進めているような状況になっております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

遠藤委員 87 ページで不妊治療でございますが、この 337 万というのは、この内訳ですね、何人ぐらい想定してというのを教えてください。

健康推進課長 平成 30 年度につきましては、1 人当たり 7 万 5,000 円が補助単価になりますので、45 件で 337 万 5,000 円の予算計上額となっております。

遠藤委員 1 人当たり 7 万 5,000 円の補助で 45 件分ですね。これはどうなんですかね。例えばここ数年、3 年ぐらいはどういう決算というか、何人ぐらい受けているんですかね。

健康推進課長 近年の実績で申しますと、平成 28 年度が 36 件、平成 27 年度が 49 件、平成 26 年度が 50 件、若干ですが、申請件数が減ってきているような状況でございます。

以上です。

遠藤委員 逆に言うと、新しいほうから言ったんですね。平成 26、27、28 と 50 件、49 件、36 件と、少しずつ減っているという実績なんですね。ただ、それはどうなんだろう。その予算の枠の中でそれが目いっぱい消化されているのか、それとも枠の中で消化されていないものがあつたのか、その状況としてはどういう感じなんですか。

健康推進課長 予算につきましては、前年等の実績等をもとに計上しておりますので、平成 26 年の 50 件とかあつた時期におきましては、足らずに若干追加をした部分とかもございますが、近年は制度等の改正とかもありまして、県の補助に上乘せ補助ですので、県の保健所のほうで申請した方について、市のほうで上乘せで補助をするような形ですので、県の補助だけで足りているような方も中にはいらっしゃいますので、このような件数の実績となっております。

遠藤委員 じゃ、県の上乗せの補助ですね。県は 1 件いくら補助してくれている上での上乘せですか。

母子保健G長 お答えいたします。

県のほうは 1 件 20 万です。初回に当たっては 30 万の補助が出ております。

以上です。

古川委員 今の件なんですけど、今、課長、県の補助だけで足りている方もいらっしゃるかもしれないというような感じのお話をしましたけれども、不妊治療費というのはいくらぐらいかかるかご存じですか。

健康推進課長 その治療内容において、100 万を超える方とか、200 万とかかかる方とかもいらっしゃいますが、基本的に県の保健所を通して上がってきたものが市の補助の対象になるような形になっておりますので、このような実績になっております。

古川委員 だから 100 万ぐらいかかるわけでしょう。内容によっては、逆に言えば、先ほど県は 20 万と言いましたか、30 万ぐらいで足りちゃう治療費もあるということ、安くできるものもあるということですか。でも、余りそれは聞かないですよ。いろんな方に僕聞くけれども、とてもじゃないけれども、何ていうの、もう途中で払えなくてやめちゃうという方のほうが多いというふうに聞いていますけれども。それで上がっている人もいるんでしょうけれども。そういうのが多

分、私は現状だと思いますよ。

健康推進課長 その治療費につきましては、100万とか200万とかかかる場合もございますが、補助の上限として、県の補助と市の補助のこの金額が上限となっておりますので、実際の治療費については、それ以上の金額が申請の時点でかかっていると思います。

古川委員 だから、県の補助だけで足りちゃう人なんてほとんどいないんじゃないですかということ言いたいんです。

母子保健G長 毎年ですね、申請が上がっている件数の中で、数件は、うちのほうも補助を出さなければいけないので、スムーズに保健所に申請をされた方が市のほうでも申請されることが漏れないよう、保健所のほうに申請件数を確認して、上がってきていない方が何件ぐらいいるかということを確認はしております。ただ、件数からいけば数件、毎年数件は申請のほうが上がってきていないということにはなっております。ただ、それがこの今申請されていらっしゃる40件、最大、市のほうで、過去であれば52件になりますけれども。その中の全ての方がというわけではありませんけれども、本当に不妊治療の内容が4種類、5種類、全部で7種類ぐらいあるのかな。それによって、やはりその方にとって一番最適なものが何なのか、それによってかかる金額も違いますので、ちょっと一概には言えない部分はあるかなとは思っております。

委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がありませんようですので、質疑を終結します。

続きまして、那珂市健康増進計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康推進課長 那珂市健康増進計画の策定について説明させていただきます。

委員会資料の15、16ページ、それとあと、それに続きます計画書がつづり込んであるかと思うんですけれども、お願いいたします。

12月の定例会の常任委員会のほうでも進行については説明させていただきました。今回、3月になりまして、那珂市健康増進計画の策定のほうをこれまで行ってまいりましたが、今回ある程度の形になりましたので、提出させていただきました。

計画の背景としましては、国におきまして、健康日本21、それから、茨城県においても第2次いばらき健康プラン21を推進してきておりまして、それを受けまして、那珂市におきましても、国・県の状況を踏まえまして、全ての市民が生涯にわたって充実した生き方ができ、健康で暮らせるように健康プラン那珂21を策定しました。これまでの健康プラン那珂21につきましては、介護保険計画等の高齢者保健福祉計画の中で3年周期で一緒に策定してきましたが、今回こちらのほうと切り離しまして、保険課のほうのデータヘルス計画、それから特定健診実施計画等の絡みもありますので、別途のものとして、那珂市健康増進計画として今回新たに策定する形で進めてまいりました。

これまでの高齢者福祉計画の中でつくられていたものにつきましては、40 歳以上の一部の市民を対象としていたのに対しまして、今回の計画は、市民の健康寿命の延伸を目標に掲げまして、乳幼児から高齢期までの全ての市民が各ライフステージにおきまして一貫した健康づくりに取り組みまして、健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図るといいます、那珂市の総合計画との整合性を図りながら、各健康づくりに関する施策を進めるため、那珂市健康増進計画を作成することとなり、今回まとめましたので、提示させていただきました。

計画書の主な内容につきまして、概略を説明させていただきます。

計画書の 16 ページの裏につづり込んであります那珂市健康増進計画書をお開きいただきまして、目次のほうを見ていただきたいと思います。

計画書のまず 1 ページになります。

こちらのほうで、序章ということで、計画の策定に当たってということで、これまでの計画をつくる背景、趣旨、経緯等について説明しております。それから、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象、評価について 3 ページまでで述べております。

今回の計画は、平成 30 年から 35 年までの 6 年ということで、計画を予定しております。また、目標等、項目等につきましては、国の健康日本 21 の目標項目、53 項目が掲げられておりますが、その中で那珂市の状況に応じまして、目標を個別に設定しまして、平成 35 年度を最終目標年として評価をするような形をとっております。

それから、内容の 4 ページから 14 ページまでにつきましては、那珂市の概況、それから市の概況、健康に関する概況ということで、那珂市の人口構成や出生、死亡、介護保険、国民健康保険、健康診査等の各種統計データを載せております。

また、15 ページにつきましては、第 2 章、計画の基本理念としまして、この計画をつくるに当たりましての大目標を健康寿命の延伸と設定しまして、これにつなげます取り組み項目として、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、それから生活習慣及び社会環境の改善、こころの健康づくりの 3 つを定めまして、これらを今回の計画の大きな柱として、本理念を実現するための取り組み項目として設定しております。

それから、17 ページからは、第 3 章、具体的な目標と取り組みということになります。この中でただいま述べました 3 つの取り組みの具体的な内容となります。1 として、生活習慣病発症予防と重症化予防の徹底ということで、循環器疾患、糖尿病、がんについて、那珂市の現状とこれからの取り組み、目標、それから現状値、35 年の目標値についてこれまでの現状分析を行って定めております。

次に、生活習慣及び社会環境の改善ということで、33 ページから 47 ページにかけて、栄養、食生活、飲酒、喫煙、身体活動、運動、休養、歯・口腔の健康について同様に那珂市の現状、取り組み、現状値、目標について述べております。

次に、3、こころの健康づくりということで、48 ページから 49 ページにかけて、内容的には自殺予防に関することに限られますが、自殺対策について述べております。また、自殺対策につ

きましては、国から別途、平成 29 年に自殺総合対策大綱が閣議決定されておりまして、平成 31 年 3 月末を目途に各市町村において自殺対策についての個別の計画を策定するような方針が示されておりますので、自殺対策についての詳しい内容については、そちらの方で検討していく予定としております。

50 ページからは、第 4 章、計画の推進になります。この計画の進行管理につきましては、関係各課と連携し、保健医療分野の関係者と一般市民などで構成します（仮称）健康増進計画推進委員会を設立しまして、平成 30 年度から PDCA サイクルに基づきまして、計画の進捗状況について年次点検、評価を行っていく予定でおります。

それから、計画の策定につきましては、16 ページに上げたような形になります。

最後に、前回 12 月の常任委員会で説明した以降の経過について補足をさせていただきます。

外部機関への意見聴取を 12 月から 1 月にかけて行いまして、その中で那珂医師会から自殺死亡率の目標値の設定について若干の指摘を受けましたので、今回提示した内容のほうにその内容を反映させております。

それから、パブリックコメントにつきましては、平成 30 年 1 月 11 日から 1 月 31 日の間に、市内本庁ほか 4 カ所において行いましたが、計画に対する意見、質問等の提出はありませんでした。ちなみにホームページのアクセス件数は 115 件となっております。

以上となります。

委員長 以上、執行部より説明がございました。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 この計画は、市民の方に周知をしないと先へ進まないというふうに思いますので、その周知の方法と、それから、やってみて、あと、PDCA サイクルを回しますよということなんですが、健康増進計画推進委員会（仮称）というもの、これはいつごろ設置をして、どういう方々がメンバーになって進めていくのか、その辺もあわせて回答願います。

健康推進課長 周知の方法につきましては、平成 30 年 3 月末に冊子のほうができる予定ですので、医師会とか、あと関係団体等に配るような予定でおります。あと、住民の方につきましては、市ホームページ、それから市の広報等で PR をしていくような考えでおります。

また、今ご指摘いただきました健康増進計画推進委員会の設置につきましては、平成 30 年度、年度明けに保健医療分野の関係者につきましては那珂医師会、それから那珂市歯科医師会等からの医師等を入れまして、あと、一般住民の方等を公募で募集しまして、検討組織を立ち上げる予定でおります。

寺門委員 それともう 1 点、新しく歯周病予防対策ということで、検診を始めるわけですね。それは今年、もう既に健診の案内というのは、たしか 5 月ですか、定期健診は案内されますけれども、それにあわせて PR というか、ご実施されるのでしょうか。

健康推進課長 新年度、年度当初から検診のほうを進める予定で、今、那珂市歯科医師会のほうと連携を進めております。

寺門委員 いつから始めるというのは。

健康増進G長 補足いたします。

今現在、3月中旬以降に班に加入されている方にはゴミの収集日程等と同じ時期に平成30年度の健診ガイドという形で、昨年度よりもちょっとページ数のほうをボリュームアップしまして、歯周病検診が開始されますということで、医療機関と実施方法の概要を配布しております。班外の方については、二、三日前に郵送で全戸で送ったところです。また、個人配布としまして、総合健診等の各種健診案内を5月に通例配布しておりますので、本年度も同時期に対象者に向けて個人配布を予定しております。歯周病検診につきましては、対象者が全員では、特定健診と同じ対象ではなく、40から70歳までの5歳刻みの方に対して実施をするということで行っていく予定です。

以上です。

寺門委員 わかりました。5歳刻みということは、44とか51とかというのは外れるということですよ。わかりました。

健康増進G長 すみません、十分説明が足りなかったんですが、毎年度実施していく予定ですので、5年に一度、同じ方が勧奨されて実施、啓発という形で行っていく目的が強いので、順次対象になっていく予定です。

以上です。

遠藤委員 いろんな項目があって、あと、この目標値のとり方も、ちょっといろんなところでお話をさせていただいておりますが、言ってみれば、なぜこの目標なのかという考え方ですよ。ただ、その理想的なところだけ言っても仕方ないから、現実的に達成可能なものの数値を出されてきたという部分があるとは思いますが、そこの考え方をしっかりと認識していただく必要があると思います。ただ、先ほど説明で、自殺対策の自殺死亡率のところ、那珂医師会さんのご指摘もいただいたということでもございますので、これがなぜ人口10万人当たり19.8人の現状から15人、15という数字が出てきたかという、その根拠があれば教えていただきたいところと、あと、なかなか自殺対策というのは各市町村ごとでその数値を出すというのはなかなか数年前まで難しかったというふうにも思いますが、48ページの自殺者の折れ線グラフを見ていくと、かなり那珂市の現状ということで出ておりますけれども、これはどういう、何ていうかな、データをもとにした数値なのか、これ警察のほうなのか、また例えば那珂市内で起きた、那珂署管内で起きた自殺なのか、那珂市民なのか、そこらの統計のとり方にもちょっと違いがあるような話を前聞いたことがございまして、どういう根拠のデータなのかを教えてください。

健康増進G長 答えいたします。

まず1つ目の質問で、自殺率の目標値の設定の仕方になります。計画書の49ページに那珂市の5カ年間の年代別自殺者数ということで、かなり小さな市ですので、やはり特定を避けるという形で、積み上げ式で状況を説明しておりますが、こちらに基づいた那珂市の死亡率、人口10万対当たりの死亡率になりますが、国の指標と同じ指標で比べましたところ、那珂市19.8と

ということで、平成 28 年度はありました。こちら 5 年間で見ていきますと、一番低い値が 16 代ということで、16 以下という目標で当初策定委員会のほうで設定いたしました。失礼いたしました、図の 29 で、こちらで 5 年間で見ていきましたところ、那珂市、平成 27 年度が最低値ということで 16.1 でしたので、目標値は 16 以下ということで設定して案を提出いたしました。が、那珂医師会の先生方のほうから、やはりもう少し、目標値ということで、国のほうの基準が 15 というところの値が示されているので、もう少し那珂市も似たような数値にしていくべきではないかということで、こちら改めて 15 以下ということで、1 つ下げた目標値に改正をしています。

もう一つの質問なんですが、やはり e - S t a t、国のほうの構成統計等を見ますと、遠藤委員のおっしゃるとおり、死亡の場所における数値、那珂市で亡くなっている方の数値と住民票がどこにあるかという住所で数値を見る統計とという 2 種類ございます。こちらどちらを使用していくべきかということで、こちら事務局内でも策定委員会のほうに提出しました。そうしまして、まず住所、那珂市民の健康増進計画であるということで、住所に基づいた指標を使っていくべきだということで、こちら警察署もそうですし、死亡届、全てのデータが国のほうに今行く連携がされておりますので、そちらに基づいて出しているという資料になります。

遠藤委員 わかりました。そうですね、数値、目標自体は 16 であれば一旦達成しておりますからね、それよりももう少し頑張るといふ、国のレベルにも合わせるというのは適正だと思います。

データに関しては、那珂市民の自殺率というふうなことになりますね。やっぱり私も前調べたときに、いわゆる自殺の名所の市町村なんかでデータをとっちゃうと、外から来られて、そこで自殺されちゃうと、すごくがんとはね上がるんだみたいなところがあって、だから、適正な対策をとるには、市民の住所に基づいたデータで取り組んでいただければいいのかなというふうに思います。

また、自殺に関しても、かなりこの増進計画自体の大きな柱の一つでもあるようなので申しあげてなんですが、いろんな関係機関の連携による対策が必要という意味では、今後のこの計画の推進の中で、保健福祉と教育委員会と、あとさらに産業部が入っているのは大いに結構な話なんです。自殺においては、例えば産業の中でも商工観光、いわゆる一般企業に勤めていらっしゃる方の自殺、いわゆる産業医との連携とかいう部分も含めて考える必要があろうかなと思いますので、産業部の中でも恐らく農政課以外にも商工観光課あたりも含めて民間企業との連携も必要であらうというふうには思いますので、もし今後また考えられる余地があれば検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

健康推進課長 その点については、今後内部で検討をさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑ないようですので、では、以上で質疑を終結します。

以上で健康推進課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を20分といたします。

休憩（午後2時11分）

再開（午後2時20分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算、社会福祉課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課でございます。課長の菊池以下3名の職員が出席をしております。よろしくお願いたします。

委員長 よろしくお願いたします。

社会福祉課長 それでは、予算書の66ページをお願いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額7億9,636万3,000円でございます。このうち67ページの下段、国民健康保険特別会計繰出金4億6,033万7,000円については保険課の所管となります。

続きまして、68ページをお願いたします。

3段目に戦没者追悼式開催事業として70万円計上しております。平成30年度は3年に1回の式典の開催の年となります。

あと、予算書69ページをお願します。

下段でございます。

3目障害福祉費、本年度予算額12億1,260万5,000円でございます。那珂市には平成29年4月1日現在、障害手帳を所持している方が2,500名強おります。本予算は、これらの障害のある方に対する各種サービスの予算が主なものとなります。本年度予算は、昨年と比較して2,870万円強増加していますが、この理由としては、障害のある方が増加していることに伴い、サービス件数も増加していることが主な要因でございます。

以上でございます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 71ページの一番下にあります障害者差別解消推進事業、この中のどれというわけではないんですが、那珂市では職員全員が研修を受けてあれしましたよね、いいことだと思うんですけども。その後、那珂市の職員として何かやっっているんですか、課としてじゃなくて市として。この差別解消に向けて。

社会福祉課長 議員も研修を受けたと思うんですけども、これ最初にやったのが昨年なんですね。今年で2年目ですから、これといってまだ、研修をやっこれ、何をやったということはないんですけども、今後やっぱりこの研修を継続するということが最も必要なことだと思いますし、なんらかそれ以外の取り組みも考えていかなければならないということは考えております。

古川委員 でもやっていないと。

障がい者支援G長 補足してご説明いたします。

今年度より新規で所管課長になった方、それから新採職員を対象に総務課のほうで主催をいたしまして、差別解消による研修を今年度も実施しております。今後も同様に研修を実施していく方向で考えております。

以上でございます。

遠藤委員 同じく 71 ページの難病患者は対象でいいんですかね。難病患者の福祉手当は、これは何名分ですか。

障がい者支援G長 年額 1 万 5,000 円で 418 人分で、申請率がでございますので、9 割 5 分ほどの方が申請された場合で予算計上させていただいております。

以上です。

遠藤委員 市内の難病患者の対象者が 418 人で、そのうちの 9 割 5 分が申請に来た場合という金額ですか。

障がい者支援G長 平成 29 年度の対象者につきましては、制度の経過措置の関係がございまして、一時的に対象者が増加しております、その人数は 381 名となっております。

以上でございます。

(発言する者あり)

障がい者支援G長 失礼いたしました。追加してご説明いたします。

440 名に対して 95%で、先ほど申しあげました 418 名という計上でございます。

以上でございます。

遠藤委員 そうですね、その計算ですね。418 名掛ける 1 万 5,000 円で 627 万ですね。

これはどうなんですか、難病も対象の数もぐっとふえたわけですが、市内の難病患者の方の人数というのは、ここ数年、ここ 3 年ぐらいどういうふうに変化していますか。

障がい者支援G長 近年ですけれども、いわゆる指定難病の医療費助成の受給者証の交付者数ということで申しあげますと、平成 26 年度から 28 年度までの数を申しあげますけれども、平成 26 年度が 336 名、平成 27 年度が 342 名、平成 28 年度は 365 名ということで、増加傾向にございます。

以上でございます。

遠藤委員 わかりました。難病指定された方が 336、342、365、今年というか平成 30 年度に関しては、見込みが 440 で、その 95%が 418 人のこの予算立てということですよ。もう特定疾患として 45 でしたか、の病気からもう 300 ぐらいにふえて以降、相当人数はふえたと思うのですが、これ結構横ばいというイメージがありますけれどもね。じゃ、そうなる、それで過去、平成 26、27、28 でそれぞれいくらで予算を立てて、いくら消化していますか、何人ぐらい受け取りに来てもらっておりますか。

障がい者支援G長 決算額で申しあげますと、平成 26 年度については 390 万円で 260 人の方、77.4%ほどの支給率でございました。平成 27 年度につきましては 454 万 5,000 円で、303 人の方

に支給しまして、支給率につきましては 88.6%でございました。そして、平成 28 年度につきましては 507 万円で、338 人の方、92.6%という数字になっております。

以上でございます。

遠藤委員 わかりました。

意外ととりに来てくれていますね。かなり、周知が進んだというふうにも見れるのかなと思って、これは非常に結構なことだと思います。

ただ、私も聞いた中で、その制度を知らないというような難病の方がいらっしゃったものから、引き続き周知徹底を図っていただき、せっかく制度としてあるものですし、やっぱり難病の方というのはなかなかそこの診療所に、どこでもかかっていいというものではないので、せっかくその方々にきちんと支給されるものですから、周知徹底をさらに進めていただければと思います。お願いします。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 では、次に 3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、2 目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書の 81 ページをお願いいたします。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、本年度予算額 7,290 万 7,000 円、来年度から子供の貧困対策として、83 ページ上段の生活困窮者自立支援事業の中で要保護、準要保護家庭の児童生徒を対象とした学習支援事業として 500 万円を計上しております。

同じく予算書 83 ページ、2 目扶助費、本年度予算額 4 億 8,648 万 8,000 円。生活保護件数は平成 25 年度までは 200 世帯前後で推移をしていましたが、年々増加傾向にあり、今年度は 240 世帯を超えています。非常に難しい事業ではありますが、いずれにしましても適正な事業執行に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 以上、説明は終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 83 ページの先ほどご説明のありました学習支援事業 500 万、この学習支援というのはどういった支援をされるんですか。

社会福祉課長 これは平成 30 年度の新規事業でございますので、若干お時間をいただいて説明をさせていただきます。

事業実施については、業務委託をして実施をすることで現在準備を進めております。委託先でございますが、近隣市の例をとれば、NPO 法人、社会福祉協議会等が考えられます。

学習支援事業の目的は、安心して通うことのできる居場所を提供し、学習をはじめ規則正しい生活習慣を身につけるための支援を提供すると定義されております。つまり学習塾のように勉強する場を提供するばかりでなく、規則正しい生活習慣を身につけることにより、生活困窮から脱

却を図ることを目的としております。

近隣の自治体に出向いていろいろと聞き取り調査を行いました。近隣の自治体はほぼ開始をしておりますので、後から開始をするメリット、つまり近隣自治体の参考にすべきところは参考に開始していきたいと考えています。

さらに、市の教育支援センターには、不登校の子が通っていますので、先生とも協議をして、協力の同意を得ています。連携のできる場所は連携をして進めていきたいと考えています。

いずれにしても学習支援事業は要保護、準要保護世帯の児童生徒を対象とすることから、所得が確定する7月から意向調査を実施するなど、事業開始に向けて、委託先、運営方法等々準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

古川委員 民間委託するんですか。

社会福祉課長 民間委託というか、近隣の例ではNPO法人、または社会福祉協議会というような2つが多いようでございます。

古川委員 その相談窓口は、そのNPOならNPOの事務所にできるということなんですか。

社会福祉課長 当然、学習支援事業是那珂市の生徒、児童を対象にしますから、市がその根幹の部分にはなっていくとかならないというふうには思っています。ただ、学習の場所であるとかそういうものは、例えば委託する先によって若干変化はあるのかなというふうには思っています。

古川委員 わかりました、学習指導はね。

いわゆる自立させるための、やっていくわけでしょう。それはどこでやるんですか。どこか拠点というか、どこか場所があるんですか。

社会福祉課長 これ自立という言い方は、学習支援のこれは究極の目標であって、将来的に生活困窮という場から抜け出すために学習支援というものをきっかけにして、例えばその家庭に生活支援に入るとか、家計の支援に入るとかというようなことも、当然この事業には含まれていますので、最初からどのくらいまでできるかということはあるんですけども、その辺のところまで見据えて事業を開始していきたいということで、今準備を進めているところです。

古川委員 ということは、いずれ委託するということですから、委託契約書みたいなものができるんでしょうけれども、それを見ないとわからないですよ、内容ね。どういうところでどういうことをやるのかということね。まだ検討中ということなんですか。

社会福祉課長 実際やることは、勉強を教えるということが、これ基本になりますから、どこかの場所に集まって、例えば塾的なことをやるとかというのが、これが一つのやり方になると思いますけれども、それにとどまらず、その子供の住む家庭のほうの支援まで、要するにこの対象が要保護家庭、準要保護家庭の子供ですから、その家庭の支援まで入るということを目的に、学習支援をきっかけにして始めるというようなことになると思います。

古川委員 じゃ、学習支援についていえば、それはイメージとすれば塾みたいなものなんですか。それはどこでやるんですか。そのNPOならNPOの事務所が塾みたいになるんですか、場所とし

ては、家庭に来てくれるんですか、それは。

社会福祉課長 場所は、やはり近隣の例を見ると、例えば空き校舎であるとか、あとは公民館的なところでやっているところもありますし、これはさまざまです。

古川委員 いや、だから、那珂市ではどこでやるんですか。

社会福祉課長 それは、その委託先がどこにするかということで、若干場所をどこと固定して委託先を探すわけではないですから、委託先によって変わると思います。

古川委員 決まっていないということだね。

委員長 よろしいですか。

古川委員 いいです。

遠藤委員 関連して。

これ質問でやらせてもらって、ようやく実現するね。よかったです。これも後追いですからね、前例を大変参考にしてやっていただきたいんですが、これは7月から意向調査を始めて、これ委託先というのはどういったところを想定しているんですか。

社会福祉課長 那珂市も社会福祉協議会がいろんなこと、生活支援なりをやっていますから、当然その選択肢の一つに入ると思いますし、あとは、NPO法人でそういった手がけているところが近隣でもありますから、やっぱり近隣と同じような形でNPO法人、社会福祉協議会あたりが中心に、あとはどこかあるかというような、探すようなこともあると思いますけれども、いずれにしてもその辺になるのかなというふうには思っています。

遠藤委員 じゃ、本当にまだ事業としてやるよということを決めたぐらいで、まだ白紙に近いですね。確かに水戸市のNPOとかね、あと大子町のほうとかもあるようだし、いろいろとやっていらっしゃいます。教職員OBの方なんか熱心にやっていらっしゃるところもあるので、ぜひ先行事例を参考にしているものをお願いしたい。

ただ、前も申しあげたとおり、これは、例えばあそこに通っている子は困窮家庭なんだとばれてしまうとか、それが一番怖いので、それがいじめの対象に、それだけでもなっちゃったりするおそれがあるというふうに先行自治体が言うておりました。なんで、そういったプライバシーの部分も配慮していただいた上で、その集会所の一室とか、コミセンの一室とか、そういったところで。ただ、学習支援が必要な家庭にはきちっとそういったサービスができるように十分配慮していただいた上でやってください。多分、県内でびりぐらいなんだと思うんだけど、でも、おくれればながら始められたのはよろしいと思いますんで、ぜひ頑張ってやってください。お願いします。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、終結いたします。

続きまして、那珂市障がい者プランの策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

社会福祉課長 常任委員会資料7ページをお願いいたします。男女共同参画プランのカラー刷りの後ぐらいのところですか。よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

那珂市障がい者プランが完成しましたので、報告をさせていただきます。

プラン作成に当たり、庁内関係職員によるワーキング委員会を5回、学識経験者、福祉関係団体代表者等で構成する推進委員会を3回開催して、議論を積み上げてきました。また、中間報告として、平成29年第4回議会の教育厚生常任委員会において、プランの骨子について中間報告をしてきたところです。

本プランは2部構成になっておりまして、1部が障がい者計画、2部が障がい福祉計画・障がい児福祉計画となっています。計画期間については、障がい者計画が6年間、障がい福祉計画・障がい児福祉計画が3年間の期間となります。

内容について説明をしたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。

障がい者数の推移を掲載しています。平成22年度と比較をすると、身体障がい児以外は増加をしております。精神障害者保健手帳所持者については1.8倍と大きく増加をしていることがわかります。

29ページをお願いいたします。

計画の基本理念については、前計画を踏襲して、「ともに暮らし ともに輝くために」としました。

次に、77ページをお願いいたします。ここから第2部となります。

第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画となります。児の計画策定については、現時点では義務づけされておりませんが、今後必須となることが見込めるため、頭出しをして一体的に策定をするものです。

計画の内容としては、障害福祉サービス等の提供体制とサービスの見込み量が主なものとなります。障害者総合支援法、児童福祉法の改正に伴い、施設・病院から地域へという流れがより明確となってきており、国の基本指針をもとに市の考え方をまとめました。今後、本市と常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、東海村で構成する常陸太田・ひたちなか福祉圏の圏域による協議が必要となってくることが考えられます。

本プランを策定するに当たりまして、平成30年1月11日から1月31日までの21日間、パブリックコメントの募集を実施しましたが、特に意見はありませんでした。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 55ページですが、雇用・就労の支援というところなんですけれども、各企業さんにはそれぞれの一定率で雇用しなさいという枠があるわけなんですけれども、現実には障がい者の就職説明会

なんかやってみると、話はあるんですけども、当然、じゃ採用はどうかと聞くと、いやいやちょっと今いっぱいなんでとか、いろいろこの断りの話をよく聞くわけですけども、この辺はですね、企業さんにとっても障がい者を雇うということについてはメリットがありますよという話と、本当は勧める側も、やはりこれだけの、国・県の補助がたくさんありますんで、そういったメリットを説明するというのも非常に大事なことだろうと思うんですが、この辺は、当然企業とのマッチングも含めて動かれるとは思いますが、どういうふうこれからやっていくのか、ちょっと考えをお聞きしたいんですが。

社会福祉課長 委員がおっしゃるとおり、100名以上の事業所については法律で何%という義務化がされておりまして、市役所でも職員が超えていますので、その何%という形で障がい者の雇用を図っております。一般の企業さん、那珂市で100名以上という、そんなにたくさんの企業があるわけではありませぬので、こういった法律の趣旨は十分いろんな形で周知を図っていかなければならないということは考えております。

あと、やっぱりできることから始めるということが大事ですから、市では毎週火曜日に1階のロビーで物品の販売をしております。あと、昨年で2回目を行ったんですけども、総合センターらば一で、今、委員がおっしゃったマッチング、事業所の方に来ていただいて、障がいのある方がこういったこともできるんだというようなものを一般の企業の方に見ていただくというようなこともしております。こういったことも今後進めていかなければならないと思っています。

あと、優先調達法の関係で、那珂市では独自の目標を決めまして、今年度は190万という目標で各課にお願いをして、できるものは障がい者の事業所に発注をしてくださいということで、今年度もその190万の目標、今3月ですから、集計をしているところですけども、なんとか目標を達成していればいいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

寺門委員 この本庁舎内でやられていることだとは思いますが、通常、一般の中小企業に対して、その辺もうちょっとPRといいますか、その辺はどう進めていくようにしていますか。

社会福祉課長 先ほど申しあげましたように、100名以上という縛りがある中で、やっぱり法律が義務化をしていない中での動きになりますから、当然、雇用についてお願いしますというようなことは啓発としてしていかなければならないんですけども、市としてそれ以上どういったことができるかというのは、非常にこれは難しいなというふうに考えているのが現状でございます。

寺門委員 今後については、例えば指名業者、入札制度がありますけれども、業者でそういう、例えば優先的に雇ってくださいねみたいな状況を入れるとかですね、何名以上いないとうちは入札業者になりませぬよとか、そういったことも含めて考えていく必要があるんじゃないかなというふうな気がするんですけども。それはいかがですか。

社会福祉課長 これは今、委員からいろいろ意見をお伺いしましたので、我々は障がいの施策の事務局ですから、庁内の会議の中でそういったこともいろいろとPRをしていきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 わかりました。

委員長 そのほか。

遠藤委員 この障がい者計画の一番肝というか、目標として見ていくところは 76 ページですよ。

去年もちょっと質問でやりましたが、ここの現状値をどう目標値に達成していくかというところで、総合のところはまだまだ、身近な人の障がい者理解度が 57%、4 年前とほとんど変わっていない。まちの住みよさ度でも本当にちょっとしかふえていない。だから、障がい者にとって非常にまだまだ優しくないまちだという、数値ではそういう数値なんだと思うんですよ。だから、これをやっぱり 35 年の目標値自体はかなり高いですから、これは非常にやる気と見て評価はしたいと思いますが、それを実際きちっと各課連携で横断的にやっていただくにおいては、この 68 ページからのライフステージ別重点事業、これを各それぞれのライフステージごとで、各課で関係したところの連携、横の連携をですね、きちっとやっていただかなければいかんというふうに思うわけですよ。そこらのところをちょっと昨年の質問の答えでも、ちょっといま一のところがございましたから、この目標値がまた新たに出ましたので、それに向けてどのように各課連携してやっていただくかというのを、お答えをちょっと頂戴したいところがございます。

社会福祉課長 委員のほうから今お話がありましたように、いろんな形で遠藤委員のほうからご提言をいただいております。いろんな計画、これはつくりっ放しになるというのはやっぱりいけないと思いますので、各課のワーキング委員会と、あと推進委員会というのがありますから、その中できちっと総括をしていくということが大事なんだろうと思っています。これは各年度必ず開かれることになりますから、その会議の中できちっと総括をしていきたいと考えております。

遠藤委員 じゃ、もう 1 点だけ。

例えばその連携という意味では、先ほど寺門委員がおっしゃった障がい者雇用、障がい者雇用もかなり数値は非常に低いんですよ。ただ、行政が携わりづらい分野だとも言えますが、そこらを例えば商工観光課にお願いをして、商工会の総代会に法律ができたときに説明に伺ったじゃないですか。そういうふうなことで、やっぱり商工会あたりにもっといろいろと、商工観光課からもいろいろそういう話をしてくださいと、事あるごとにいろいろと市内の商工業者に意識啓発をしてもらうには、担当課だけでは難しいと思いますから、そういった部分を連携で、所管の部分でいろんな関係者に意識を徹底してもらうというお手伝い、お願いをするというのも一つだと思うので。そこが司令塔だと思うんですよ。そういった意味で、いろんな今までにない動きをとっていただかないと、この目標値に達成しませんから、ぜひそういったところを考えてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

社会福祉課長 先ほど総代会というお話が出ましたけれども、総代会ではもうここ 2 年間行って、差別の法律についての PR をさせていただいております。それ以外にも、やはり商工会というのはいろんな会議があると思うので、我々が PR できるような場を提供していただきたいというのは、商工会のほうにお願いはしております。

あと、今、遠藤委員のほうから商工観光課にというお話もありましたから、これは庁内でちょ

っと連携できるかどうか、商工観光課のほうと協議をしていきたいと思います。

委員長 では、そのほかに質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上で社会福祉課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2 時 52 分)

再開 (午後 2 時 53 分)

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

それでは、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、こども課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 こども課でございます。関係職員、私の外 5 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

款項目、予算額の順にご説明させていただきます。

予算書 73 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費、予算額でございますけれども、3 億 6,273 万 9,000 円でございます。マル福制度の妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度障がい者に係る事務費と扶助費の予算です。前年度と比較して 1,053 万 1,000 円の減額となっておりますが、これは妊産婦や重度心身障がい者の人数及び支出額を平成 29 年度の実際の額の状況を見て計算した結果でございます。平成 29 年度が当初予測したほどの伸びがなかったためであって、人数が極端に減ったということではございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようですので、次に、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目児童措置費、3 目保育所費、4 目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 74 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。予算額は 1 億 3,491 万 5,000 円です。前年度と比較して 302 万 3,000 円の増になってはいますが、これは主に学童保育事業で、民間学童保育への運営補助が前年度よりもふえたという、そういった増減の内容でございます。

76 ページをお願いいたします。

2 目児童措置費でございます。中段より少し下のほうになります。

予算額は 22 億 4,296 万 3,000 円でございます。前年度と比較して 2 億 6,793 万 4,000 円の増となっております。主な要因は、民間保育所等児童入所事業で、これは保育所等に対する委託料ですが、前年度より 6,800 万円の増となっております。

また、今回新規で計上してありますものは、77 ページの下のほうにあります民間保育所等整備事業です。こちらは選定委員会にかけまして、新規認可保育所の設置運営事業者が決定しました。その保育所の整備費に対して交付する補助金 1 億 9,719 万円の内容でございます。

同じく 77 ページです。

3 目保育所費、予算額 2 億 773 万円です。菅谷保育所と子育て支援センターつぼみに係る予算です。前年度と比較して 2,802 万円ほど減額になっておりますが、この主な要因は、菅谷保育所の工事費で、平成 29 年度は大ホールの床の張りかえやトイレの改修工事費でかなり高額を計上しておりましたが、平成 30 年度は工事を予定しておりませんので、その分が減額となったということでございます。

続きまして、80 ページをお願いいたします。

4 目発達相談センター費、予算額 1,914 万 3,000 円です。こちらはこども発達相談センターすまいるの運営に係る経費でございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 事前にお伝えしていると思いますが、前教育厚生常任委員会が出した要望書の中で、子育て支援センターが狭いと、駐車場も狭いと、建てかえや移転を含めて抜本的な改善を検討してくださいというお願いをしておりますが、その辺はどういうふうになっておりますでしょうか。

こども課長 子育て支援センターつぼみについてなんですけれども、確かに駐車場、交流スペースなどの点につきましては、皆様に満足いただけるような広いスペースはないかもしれません。しかし、例えば駐車場におきましては、建物の裏にもある程度車をとめられるようなスペースがありますので、そこに車を詰めてとめていただいたり、子育てフェスタのようなイベントのときには菅谷保育所が近くにありますので、来場者にはその駐車場を利用してもらったりしております。また、子育て中の保護者の方のサークルづくりや活動の支援として、ママ友さんたちでつくったサークルが会員同士で交流を行う際には、部屋を貸してほしいといった申し出があります。そういったときには和室スペースなどをお貸ししたりしています。

建物についてですが、市の財政の面から考えましても、すぐに建てかえや移転といったことはなかなか難しい状況です。地域子育て支援センターつぼみの場所は、利用者数も徐々にふえておりますし、以前より場所的にも知られてきているのではないかなと思っております。現在の場所は中心市街地に近いところにありますし、子育て世帯の方に来ていただくにも便利なところであ

るかなと思っておりますので、いましばらくはここでの事業継続を考えたいと思っております。

支援の事業内容については、利用者の要望などもお聞きして、新しい講座的な事業も取り入れながら行ってまいりましたし、また今後も必要に応じて改善を図ったり工夫を加えたりしながら取り組んでいきたいと思っております。

古川委員 効率的に使うということはいいことだと思いますが、不便は来していないんですか、その交流スペースが狭いとかということについては。

こども課長 今のところですね、子育てサークル、2つのサークルほどでございます。これがもちろんサークルがもっと多くなってくれるということが理想でございますけれども、今のところはその団体の数でございますので、支障を来すということにはなっておりません。

古川委員 先ほどおっしゃった和室というのは、向かって右側というか奥でしょう、そうですね。あそこもそんなに広くはないと思っておりますけれども。ですから、事務室があるスペースがありますよね、二部屋というのかな。あそこはいわゆるいろんな方がお子さんを連れてきて交流するわけですよね。そこが例えば狭いとかというようなことはないんですか。

こども課長 今のところはそういった要望は出ておりません。

古川委員 出てないですか、センター長。

地域子育て支援センター長 今のところそういうお声は余り聞いてはおりません。反対に、今新しくほかの市町村で大きなスペースの支援センターができておりますけれども、つぼみに遊びに来ていただいている保護者の方で、逆に広過ぎちゃって子供が駆け回っちゃったりするので、このつぼみのスペースが今うちの子にはちょうど合っていますなんていうお声はいただいております。

古川委員 わかりました。そういうことであればいいんですが、余りにもすばらしいところをたくさん視察しちゃったもんですから、すごい狭く感じちゃっているんですけども、不便じゃないというんだったら、別にそれで構いませんけれども。

ただ、駐車場はやっぱり狭いですよ、だって、入れかえしているんですもん。奥にあってもね。だって、あれ奥にあるのを知らないで来ている人もいませんか。その辺の誘導を一々しないでしょうし。いいです、不便じゃなければ構いません。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員 すまいるの件、こども発達相談センター運営事業でございますが、81 ページでその内容が出ておりますけれども、委託料で言語聴覚士派遣、作業療法士派遣でこの額が出ておりますが、前に議会の広報編集委員会でちょっと利用者の方にお聞きしたときに、これは非常に評判がいいんです。ただ、むしろもっと来てほしいという声がございます、ただ、この先生方の都合を調整してのことであるとは理解をしておりますが、もう少しこの予算をとれないものかなという、逆にそういう話でございますが、いかがでしょうか。

こども課長 そうですね。相談の内容とか、もっと充実させてほしいというお声はあると思っておりますので、今後財政的なことにも絡んできますので、関係課とそういったことは協議してまいりたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、では次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、未熟児養育医療給付事業について説明を求めます。

こども課長 85ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。予算額は1億8,860万9,000円でございます。このうちこども課が所管となりますのが87ページの上から3つ目の未熟児養育医療給付事業でございます。こちらの予算額が180万1,000円でございます。これは、体重が2,000グラム未満で生まれた子が、養育のために病院に入院することが必要となった乳児に対して、医療費の一部を助成しているといった事業でございます。昨年と同額で計上しました。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続きまして、新規認可保育所の運営者選定結果についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 それでは、新規認可保育所運営者決定についてのご報告をさせていただきます。

平成31年4月開所予定の新規保育所運営者につきましては、保育所等運営者選定委員会において応募いただいた法人からの提出書類やプレゼンテーション、委員の皆様による現地調査などを経まして、各委員による評価を行いました結果、ひたちなか市磯崎町にあります社会福祉法人新世会に決定いたしました。

保育所の施設設置場所につきましては、那珂市菅谷3730番地3外とありますが、具体的な場所といたしましては、県道菅谷飯田線と国道349バイパスの交差点よりさらにホームセンターの方面に行きますと、特別養護老人ホームいくり苑が左側でございます。その施設に隣接します西側、山林一帯が建設予定地となります。敷地予定面積につきましては、約5,700平米、延べ床の予定面積につきましては約1,400平米です。定員は130人を予定しております。

次に、参考としまして、その他応募されました法人の記載がございます。全部で4団体の応募がございました。

②には、今回の選定委員会における審査経緯を記載してあります。

③の今後の予定になりますが、工程表にも記載がございますけれども、既に保育所認可計画申請を茨城県にしておりまして、子ども・子育て会議にも今回の選定結果を報告しております。

4月には補助金の内示が示される予定であり、その後、法人のほうで実施設計、本体工事に入り、市としましても11月には新規入所児童の受け付けを並行して開始しながら、2月を目標に

本体工事の完成を予定しております。

開設準備を行いまして、平成31年4月1日から運営開始となる予定でございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 特養いきり苑さんの西側とおっしゃいましたか、林ね。そこは誰の土地なんですか。

子育て支援G長 現在はいきり苑さんの自己所有になっております。

以上です。

寺門委員 最終的にその評価結果、これを知りたいんですが、このいきり苑さんに決まった結果。いくつか評価項目があって、それぞれポイント制か点数制か知りませんが、それで決められたと思うんですけども、その評価点と、それから最終決定理由ですね。それを教えてもらいたいんですけども。

こども課長 おっしゃられましたとおり、評価は項目いくつか設けさせていただきました。まず保育に係る理念や方針についてなど、それから、保育に係る運営計画や資金計画、地域貢献や近隣住民等との交流の信頼関係はどうか。施設計画及び整備予定地について、あと、法人等の実績や財務状況についてなど、項目を上げまして、委員会のほうで採点いたしまして、その結果一番得票が多かった、その点数の積み上げですね。それによって一番多かったところがこちらの新世会だったという結果でございます。

寺門委員 2番目、3番目はどのぐらいの差がありましたか、ポイントでも結構ですけども。

こども課長 2位との差は5点でした。わずかではありますけれども、やはりそれだけ平均的に、どの項目がということよりは平均的に点を重ねていった結果、それを集計した結果、こちらの新世会になったということでございます。

寺門委員 選定理由は、ポイントが一番平均的によかったからということなんですか。

こども課長 平均的といいますか、それぞれの点数を集計いたしまして、その合計点数が一番高かったということになります。

保健福祉部長 ちょっと私、資料ないんであれなんですけれども、1位と2位と3位のそれぞれの総合点数をご紹介させていただきたいと思うんで、課長のほうから。

こども課長 失礼いたしました。

それでは、結果の点数のほうを公表させていただきます。ただし、法人名については、申しわけありませんが、伏せさせていただきます。第1位が新世会、112点でした。次点が107点、3位が97点、4位が51点という結果でございます。

寺門委員 これ満点は何点なんですか。

子育て支援G長 満点の場合は、25点が1人の最高持ち点になりますので、9名で225点になります。

以上です。

古川委員 新世会さんのその場所はわかりましたけれども、残りの3法人の提示してきた場所は大体どの辺なんですか。

こども課長 それでは、お手元にあります資料の上からご説明申し上げます。

医療法人どんぐり会につきましては、今現在、認可外保育園を行っております。イオンの裏側にARINKOMURAという認可外保育園を行っております。そこになります。

それから、和順福祉会のほうでございしますが、提案されてきたのは、やはり菅谷飯田線の反対側のほうに山林がかなりございます。その山林を切り開いて、そこに保育園をというご提案でございました。

次に、清心福祉会でございますけれども、清心福祉会は、この市役所をもう少し東側のほうに行きますと五差路がございます、ガソリンスタンドなどがある場所がございますけれども、そこを北側のほうに向かいまして、小豆畑病院の裏側のほうですね、その畑のところのご提案でした。

委員長 私から1つなんです、この来年4月1日オープンということで、収容人数130名と出ておりますが、今現在、3月いっぱいに来年の保育園の入所は締め切っているのかなとは思いますが、今現在待機児童というのはいらっしゃるのでしょうか。

こども課長 今現在の待機ということですが、29年10月1日に発表した、その人数を申し上げます。新聞報道などでも発表しましたが、待機児童は正式に算定しましたのは19名です。

委員長 わかりました。

そうしますと、この来年の4月1日保育所130名ということでオープンしますと、もうそんな待機児童は全く心配がなくなると考えてよろしいのでしょうか。

こども課長 当初、こちらを募集をかけようと思ったときには130名ぐらいあればなんとか大丈夫なのではないかという公算で私ども提案させていただきました。しかしながら、その年度の終わりのころになりまして、国のほうでも保育料の無償化ですとかさまざまな動きが見られます。ですので、これで全く大丈夫と言い切る状態ではございませんけれども、今よりは大分子育て支援には貢献できるのではないかと考えております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

議長 1点お伺いします。ここを最初につくるときは企業型保育所という形でやったと思うんですね。今回この新しく130名での保育園にした場合は、その企業型から一般の保育園になるのか、それとも企業型を継続してやるのか、その点をお伺いします。

こども課長 新世会さんでございしますが、今おっしゃっていただきましたように、企業型保育というものをやっております。そこはそこで継続と。今回のものについては、新たなまた運営は全く違う形で、新たに保育園を運営するという、全く別のものになってございます。

議長 そうすると、建物をもう別個で全部でやる、運営も別ということですね。

こども課長 はい、そのとおりでございます。

古川委員 すみません、もう1点。私立保育園ですから、那珂市在住のお子さんに限るなんていうこととしませんよね。そうすると、さっき言った待機児童の解消とか、確実に結びつくんでしょうかね。

こども課長 今も民間保育園、たくさんありますけれども、ほかの市町村の方も、場合によっては、例えば那珂市に勤めていらっしゃる方とか、そういった事情で何人かは入っております。また、那珂市からの子供も外の市町村にお世話になっているという、そこもありますので、全く外の市町村からの子供を入れさせないようにするという事はできないんですが。ただ、なるべく那珂市に在住している子のほうが割合的には多く入っているような状態ではございます。

古川委員 だから、ほかの市町村の子供を入れさせないということはもちろんできないし、逆に言えば那珂市の子供を優先しますよということもできないんでしょう、多分。

子育て支援G長 入所審査に対しましては、当然、市内の認可保育所の選考としては、やはり市内の方が優先という形になります。ただ、先ほど課長からもお話ししたように、市外の方でも、例えば通勤、那珂市にお勤めの方とか、あと、おじいちゃん、おばあちゃんが那珂市に住まわれているとか、そういった要件はあるんですけども、そちらの要件を満たしている方に関しては、入所申し込みをしていただくことは可能です。ただ、入所申し込みに関しては、お住いの市町村のほうに入所申請をしていただいて、あとは市町村間で調整させていただく形になります。

以上です。

遠藤委員 質問ではありません。資料としてもし提出していただければの話ですが、この先ほどの点数は聞きましたけれども、その評価表みたいなものというのは、つまり市はこういったものを選定するに当たって、どういう観点で評価するのかなというのをもし出せるようなものであれば、後で資料をいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

こども課長 すみません、ただいまはちょっと用意がございませんので、少しお時間をいただきまして、準備したいと思います。

委員長 お願いいたします。

その他質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上でこども課所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。

こども課は退出をお願いいたします。介護長寿課入室でよろしくをお願いいたします。ご苦労さまでした。

では、暫時休憩いたします。再開を3時半といたします。

休憩（午後3時20分）

再開（午後3時30分）

委員長 それでは、再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長、池崎と申します。外3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の18ページをごらんください。

議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、那珂市高齢者保健福祉計画の策定及び介護保険法等の改正により指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準等の改正を行うものです。

改正内容については、23ページで説明いたします。お開きください。

改正条文第4条第1項及び第2項、保険料率については、那珂市高齢者保健福祉計画策定により次期計画期間に合わせ「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めます。

第5条第1項、普通徴収に係る納期について、第6期の「2月28日まで」を閏年を踏まえ、「2月末日まで」に改めます。

第15条第2項、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準については、県から権限移譲される居宅介護支援事業所の指定においても、法人であること、または看護小規模多機能型居宅介護においては、病床を有する診療所を開設しているものも可能とします。また、事業者が暴力団でないこと並びに役員等が暴力団でないことを定めます。

第18条、罰則については、65歳以上の第1号被保険者だけでなく、40から64歳までの第2号被保険者も含めるため、「被保険者」に改めます。

改正条例については、平成30年4月1日から施行いたします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号 那珂市指定密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 ご説明いたします。

引き続き24ページをごらんください。

議案第5号 那珂市指定密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づき、定義規定の改正を行うものです。

改正内容については、27ページで説明いたします。お聞きください。

改正条文第6条、指定認知症対応型通所介護の基本方針については、介護保険法改正により、「第5条の2」を「第5条の2第2第1項」に改めます。

改正条例については、平成30年4月1日から施行いたします。

以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

28ページをごらんください。

議案第6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づき、定義規定の改正を行うものです。

前の議案第5号のサービスは、要介護1から5の方を対象としていますが、本議案は要支援1及び2の方を対象としています。

改正点及び施行期日も前議案と同じため、説明は省略させていただきます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

32ページをごらんください。

議案第7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第5条に基づき、基準の改正を行うものです。

改正内容については、34ページの新旧対照表で説明いたします。ごらんください。

改正条文第3条第4項、指定介護予防支援の事業の基本方針の改正について、改正後(案)で追加した下線部分について説明いたします。

これは障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険被保険者となり、介護保険サービスを利用する場合に、障がい福祉制度の相談支援専門員と介護支援専門員との密接な連携を促進するために、その必要性を明確にするために加えたものです。

改正条例については、平成30年4月1日から施行いたします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

109ページをごらんください。

議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例。

那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等が県から権限移譲されるため、条例を制定するものです。

111ページをお開きください。

制定の理由の中の3行目中ほどに、指定居宅介護支援事業者とありますが、それについて触れておきたいと思います。

指定居宅介護支援事業者とは、介護保険サービス利用者に対し、ケアプラン作成及び介護サービス事業者や介護施設との調整を行う指定を受けた事業者を言います。平成30年2月末現在、県指定を受けた那珂市の事業者は市内に19事業所あります。

本文をごらんください。

本条例は4条で構成し、条文第1条、趣旨にあるように、本条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

詳細については、規則で定めております。

本条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 では、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号 平成 29 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 22 号 平成 29 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）になります。

それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第一号被保険者保険料 600 万円減です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 4,271 万 6,000 円減。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金 322 万 8,000 円減です。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 8,157 万 1,000 円の減です。

次、5 ページに続きます。

5 款県支出金、1 項県負担金 3,990 万 6,000 円減。

5 款県支出金、3 項県補助金 180 万 7,000 円減。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 3,358 万 4,000 円減。

8 款繰越金、1 項繰越金 6,460 万 9,000 円です。

次、歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 2 億 2,000 万円の減。

2 項高額介護サービス等費、2 目高額医療合算介護サービス費 600 万円減。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費 39 万 1,000 円。

8 ページをお開きください。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 1,138 万 8,000 円減。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 372 万 5,000 円減。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料 5 万 3,000 円。

次ページです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 9,609 万 8,000 円。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担軽減費 36 万 8,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、介護長寿課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目高齢福祉費、8 目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

予算書の 67 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、この説明の中の中ほどに外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、その 1,000 円が介護長寿課所管になります。

68 ページをごらんください。

2 目高齢福祉費 1 億 1,329 万 8,000 円。

73 ページをごらんください。

下段になります。

8 目介護保険費 7 億 304 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

遠藤委員 2 目高齢福祉費は所管ですね、68 ページ、所管ですよ。

介護長寿課長 そうです。

遠藤委員 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業に関してでございますけれども、ちょっと調

書にも特にないので、この予算は何件分の予算でしょうか。

介護長寿課長 お答えします。

208 件分になっております。

遠藤委員 これは、ちょっとここ数年、ここ 3 年ぐらいですね、何件ぐらいずつの実績でふえているのかをお伺いします。

介護長寿課長 お答えします。

平成 26 年度は 204 件、平成 27 年度が 199 件、平成 28 年度が 204 件、平成 29 年度末が 208 件ということです。

遠藤委員 これは予算というか決算ベースかな。決算で平成 26 年度は 204 件分で、平成 27 年度は 199 件で平成 28 年度は 204 件で、今年、平成 30 年度は 208 件分の予算計上だということではないですか。

介護長寿課長 ちょっとお待ちください。間違っって言っちゃったかもしれないので、確認します。すみません。

高齢者支援G長 平成 30 年度の予算ですけれども、26 件を新規で設置する見込みで予算の計上をしております。

以上です。

(複数の発言あり)

介護長寿課長補佐 すみません、お答えします。

予算としては 230 件分を見ております。

遠藤委員 わかりました。

またふえているというふうな認識でいいんだろうと思いますけれども、これはひとり暮らしというのは恐らくふえているんだろうというふうに思うんですね。これは民生委員の方からの要請、もしくは本人からの要請でつけることができるんですか。

高齢者支援G長 おっしゃるとおり、民生委員からの紹介であったり、地域包括支援センター等からの申請によって設置をするものとなっております。

以上です。

遠藤委員 それで、まずこの件数自体はこれで足りるのかなという心配ですが、これはどういう状況になっていますか。

介護長寿課長 過去からの実績を踏まえまして、これで足りる予定で予算は組んでおります。

以上でございます。

遠藤委員 申請主義ですので、上がってきたものに対して対応するというのとは一つの考えでございます。ただ、地域の中でひとり暮らしで困っている方がいざというときにそれを押して助けを呼べるという仕組みが、まず果たしてどれだけ知られているのかということと、知られていても実際に申請しないというふうなものがあるのじゃないかという危惧がありまして、恐らく地域の中ではもっとニーズは高いのではないかと思っているんですね。ですから、この周知をどのようにさ

れているか、もしくはその申請したのだけれどももらえないとか、そういうことがあるのか含めてお伺いします。

高齢者支援G長 まず申請されて却下したという件は過去はございませんので、申請されれば受信機の方は設置されるということになっております。

周知につきましては、ホームページに掲載したり、あとは、こちらはひとり暮らしの方が原則つけられるものにはなっております、民生委員さんが年1回は最低でも訪問はしていますので、そういうときに設置の勧奨等をしているところでございます。

以上です。

遠藤委員 やっぱりちょっとね、私は肌感覚で、そういうひとり暮らしで本当、最近も知り合いの方が心筋梗塞で倒れられてすぐに、それは人が一緒に集まっているところだったからよかった、地域の集会所でそういうことがあったんですが。やっぱりひとり暮らしの方というのは、何がお自宅であるかわからないもんですから、もっともっとうふうなものを使ったほうがいいよと、民生委員の方も多分聞き取りしながら、やったほうがいいんじゃないかと思うんですよね。これは予算を削減して云々というよりは、これは大事なところなので、もっと民生委員の方の理解も深めていただいた上で、必要とあらばというか、恐らくほとんど必要なんじゃないかと思うんですよ、ひとり暮らしの方は。ただ、強制してつけるわけにはいきませんが、そこらの民生委員の方の認知度、民生委員の方の認知度も含めてですね、地域の中でこの通報システムの必要性をもっと訴えて、できればつけていただいて、ご自身の命を守っていただくというものを介護長寿課としても明確にしたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

介護長寿課長 委員おっしゃるとおりで、こちらとしても民生委員に関しては毎年研修をやっておりまして、実際申し込みの資料とかということも、資料一覧の中につづりとして差し上げています。民生委員が独居のお宅や虚弱な夫婦のお宅を訪問した際には、必ずこういうものはいかがでしょうかということのご紹介はしているという状況でございます。

以上でございます。

委員長 その他質問ございませんか。

寺門委員 まさに独居老人宅ね、ぜひ、本当は全戸配布ぐらいお願いしたいと思います。というのは、孤独死される方が今年になって1人かな。これ死後発見3日たっちゃってということで、警察の方が巡回して発見したという事実があります。もう1件は市営住宅の方で、たしかこれはその日のうちに発見されたという話は聞きました。これは給食サービスの方がたまたま行って見つけたということなんで、その前に病気の兆候とかあって、何かシグナルは出せたのかなというのはあるんでしょうけれども、いかんせんそういうことがなくてということなんで。ぜひ検討いただきたいというお話です。

委員長 よろしいですか、お答えは。

そのほかありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑は以上で終了します。

続きまして、議案第 29 号 平成 30 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明を求めます。

お願いいたします。

介護長寿課長 説明いたします。

予算書の 275 ページをお開きください。

款項、予算額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料 10 億 5,698 万 4,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 10 万 1,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 5,797 万 2,000 円、2 項国庫補助金、次のページをお願いいたします。2 億 4,940 万 3,000 円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 11 億 8,841 万 4,000 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 3,240 万 2,000 円、2 項財政安定化基金支出金 2,000 円、3 項県補助金、次のページ上段です、3,561 万 9,000 円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000 円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次のページです、6 億 5,957 万 1,000 円、2 項基金繰入金 2,752 万 3,000 円。

8 款繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料 3,000 円、2 項預金利子 1,000 円。

次のページです。

3 項雑入 3,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

280 ページをお開きください。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,798 万 8,000 円。

次ページになります。

2 項賦課費、1 目賦課費 148 万 9,000 円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 577 万 4,000 円、2 目介護認定調査等費 4,373 万円。

次ページです。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 90 万 8,000 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 41 億 5,501 万 4,000 円。  
次ページです。

2 目審査支払手数料 346 万 6,000 円。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 1 億 719 万円、2 目高額医療合算介護サービス費 1,240 万円。

次ページ、中段です。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金 2,000 円。

4 款地域支援事業、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 4,878 万 6,000 円、2 目任意事業費 1,874 万 1000 円。

次ページ、下段です。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費 834 万 2,000 円、4 目生活支援体制整備事業費 1,058 万 6,000 円。

次のページです。

5 目認知症総合支援事業費 2,126 万 3,000 円。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 9,144 万 2,000 円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,099 万円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費 20 万円。

次のページです。

4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費 5 万円。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 1,601 万 2,000 円。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料 35 万 8,000 円。

次のページ、中段です。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 1,000 円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第一号被保険者保険料還付金 42 万 6,000 円、2 目償還金 1,000 円。

次ページ、中段です。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

7 款予備費、1 項予備費 284 万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

遠藤委員 285 ページ、成年後見制度利用支援事業ですが、これは何だろう、首長申し立てのあれなんだろうと思うけれども、この内容についてちょっと確認したいです。

介護長寿課長 これは遠藤委員おっしゃるとおり、市長申し立てに係る費用になります。

以上でございます。

遠藤委員 後見人謝礼が 16 万 8,000 円、これ 1 人分ですか。ちょっと内容についてももう少しお願いします。

介護長寿課長 これは 1 人分についてです。

遠藤委員 同じくここ 3 年の実績を教えてください。

介護長寿課長 平成 26 年から、それから現在までで実績はゼロでございます。

寺門委員 286 ページ、認知症初期集中支援推進事業ということで、間もなく 4 月からこの初期集中支援チームができるわけですけれども、これ栗田病院内に設置ということで、チーム員というのは何名構成なのか、それと地域包括支援センターが 3 カ所ありますんで、これはどういう構成になるのか、それを教えていただきたい。

介護長寿課長 お答えします。

認知症初期集中支援チームですが、委員おっしゃるとおり平成 30 年 4 月からスタートということになっておりまして、委託先については、栗田病院及び地域包括センター 3 カ所に人員の費用として委託をこれからいたします。

それで、チーム員の構成なんですが、栗田病院の医師、それから専門職、看護職がおりますので、その専門職と、地域包括支援センターにも専門職が保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士とおりますので、そのチームについては全員がチーム員となって活動するというところでございます。

以上です。

寺門委員 初期集中支援ということになりますと、それぞれ 1 件当たりの項数といいますかね、多分時間的なものもかなりかかるような気がしますんで、果たしてこの地域包括センター、4 名の方全員取りかかるということなんでしょうけれども、ほかの業務もやりながらということなので、その辺はオーバーワークになりませんか。

介護長寿課長 お答えします。

オーバーワークということで心配されている様子ですが、包括支援センターには現在 3 名ずつ配置されておりますが、そのことも踏まえまして、平成 30 年 4 月から各包括に専門職を 1 名ずつ増員するという事に予算は立てております。

以上でございます。

寺門委員 ということは、3 名体制が 4 名体制になるよと、こういうことなんですね。

介護長寿課長 はい。

寺門委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

その他質疑ございますか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 説明いたします。

常任委員会資料 10 ページをお開きください。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定についてご説明いたします。

1 の経緯と根拠について。

現行プランの計画期間が平成 29 年度をもって終了するため、今年度において、平成 30 年度から 3 カ年の那珂市高齢者保健福祉計画、第 8 期高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画がこのたびまとまりましたので、報告いたします。

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

この後は計画書で説明いたしますので、まず計画書の 4 ページをお開きください。

図 3 をごらんください。

住民基本台帳をベースに高齢者人口を推計しております。2015 年、平成 27 年の高齢者人口は 1 万 5,386 人ですが、2025 年、平成 37 年には 1 万 7,381 人となり、約 2,000 人の増加が見込まれます。

第 3 章、25 ページをお開きください。

今後ふえ続ける高齢者にとって、住みなれた地域で自立し、安心して暮らせるまちづくりに向け、本計画の基本理念を第 2 次那珂市総合計画の施策大綱と整合性を図り、「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」としました。

26 ページをお開きください。

基本方針 1 は、第 8 期那珂市高齢者福祉計画の施策になります。高齢者福祉サービスや高齢者を支える関係機関との連携が主な内容となっております。

基本方針 2 及び 3 については、第 7 期那珂市介護保険事業計画の内容となっております。基本方針 2 の各施策については、平成 27 年 12 月の委員会要望書の各事項を盛り込んだ内容となっております。

また、先ほどの介護保険特別会計予算説明の地域支援事業に含まれる施策であることから、説明は省略させていただきます。

基本方針3には、施設整備や介護保険料について記載してあります。

27ページをごらんください。

本計画の基本目標を高齢になっても自立した生活をできる限り長く続けていくこととし、表16のとおり、目標指標を設定し、各施策を推進してまいります。

最後に、施設整備計画と介護保険料について説明いたします。

53ページをお開きください。

③認知症対応型共同生活介護ですが、平成30年度から平成32年度までの計画期間中に2ユニット18床の整備を計画しております。

55ページをお開きください。

(3) 施設サービス①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、サーボ跡地に1施設70床の特養が平成30年度中に整備される見込みとなりました。

63ページをお開きください。

第7期介護保険料の基準額については、第6期と同額の5,280円となります。

下の表-55は、所得段階に応じた月額保険料設定ですが、これについても第6期と変更はありません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 すみません、ちょっとこの本計画とは直接関係ないかもしれませんが、特別養護老人ホーム、特養というのは、要介護3以上でしたか、ですよね。要介護3になりました、じゃ、きょうから入れるかといったら入れませんか。今どのぐらいの待ちとございますかあるんですか。そのためにどういう対応、対策を各家庭ではとればいいんですか。

介護長寿課長 特別養護老人ホームの待ちということについてなんですが、介護のその施設に直接申し込みを住民はします。それで、その介護度と、それから介護の負担等を考えてランクづけを各施設でします。そこで委員会がありまして、どの方を優先するかということが決まっておりますので、待つ期間については人それぞれ、状態、家族の状況によりさまざまということになっております。

その待つ間なんですが、特別養護老人ホームを、この計画を立てるときに調査をいたしました。それで、待っている方というのは、在宅で待つ方というのはたくさんいるわけではなくて、その中間の施設として、老人保健施設とか、それから別なサービスつき高齢者住宅とか、さまざまなところで待っている状況がわかりました。

以上でございます。

古川委員 じゃ、最初の待ちについては、つまり先着順ではないよということですね。そうですか、わかりました。

委員長 その他質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

介護長寿課はご退室を願います。

では、暫時休憩いたします。再開を4時半といたします。

休憩(午後4時20分)

再開(午後4時31分)

委員長 時間になりましたので、再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。外2名が出席しております。よろしく申し上げます。

委員長 よろしくお願いたします。

保険課長 それでは、議案書の36ページをお開きください。

議案第8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

41ページをお開きください。

那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、県外に住所を有し、国民健康保険の住所地特例等の対象となる者は、後期高齢者医療保険においても同様に住所地特例を適用し、従前住所地の後期高齢者医療広域連合で資格を取得するよう改正されるため、対象者が市に保険料を徴収すべき被保険者とする規定を改正するものでございます。

改正の内容になります。

条文第3条第2号から第4号におきましては、改正の内容としまして、国民健康保険の住所地特例の対象となる者を後期高齢者医療保険でも同様に従前住所地の後期高齢者医療広域連合で住所地特例を適用する旨を規定します。

次に、第3条第5号につきましては、新たに後期高齢者医療保険の被保険者となる者が国民健康保険法上の住所地特例の適用を受けていた場合は、従前住所地の後期高齢者医療広域連合で同様に住所地特例の適用する旨を規定されることになりました。

附則2条につきましては、不要になった条項の削除がされます。附則第3条につきましては、第2条の削除により1条の繰り上げがされます。

改正附則につきましては、平成30年4月1日から施行ということになります。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 議案書の42ページをお開きください。

それでは、ご説明させていただきます。

議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

46ページをお開きください。

改正する条例の概要でございますが、国民健康保険法の改正に伴い、県が財政運営の責任主体になり、市は被保険者の身近な窓口としての事務を行う共同事業となるため、県との役割を明確にし、また、県に国民健康保険運営協議会が設置されるため、市の運営協議会の名称も改めるものです。

また、葬祭費については、県内市町村との均衡を確保するため、現在支給額「4万円」ですが、「5万円」に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、いろいろありますが、文言等の整理とか国民健康保険運営協議会を市の国民健康保険の運営協議会に改めるとかございます。あと、先ほど説明しましたように、葬祭費において「4万円」の支給を平成30年度から「5万円」に改めるという内容になっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古川委員 この4万円を5万円に改めるというのは、これは那珂市の話でしょうけれども、これで各県内全市町村が全て5万円になるんですか。

保険課長 実は、この提案をするに当たりまして、昨年12月に県内全市町村を調査しました。そうしましたら、那珂市が4万、潮来市だけが3万、あと県内市町村は全部5万です。ちなみに75歳以上の保険でも5万です。そういう意味で、やはり負担と均衡といえますか、合わせていかなければならないのかなということで、5万円に。ちなみにこの4万円というのは、昭和57年に3万円から4万円に改正されたという経過がございます。

以上です。

古川委員 ですから、その潮来市が3万、それも今回の4月で5万になるんですか。

保険課長 いや、潮来市に電話しましたら、財政的に厳しいもので、引き上げは考えていないという課長のお話でした。ですから、多分、潮来市だけは3万のままになってしまうのかなというのはちょっとあるんですが、43市町村においてはこれで5万と。

委員長 よろしいですか。

その他質疑ございますか。

(なし)

委員長 じゃ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 議案書の47ページをごらんください。

議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

54ページをお開きください。

一部を改正する条例の概要でございます。

国民健康法及び地方税法の改正に伴い、市から県へ納付する国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の課税額として算定する国民健康保険事業に要する費用として位置づけるための改正のものです。

改正の内容としましては、条文第3条1項から3項におきましては、国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の課税に位置づけるという中身になります。

第3条4項におきましては、第1項の改正に伴う文言の修正及び不要となった文言の削除になります。

第10条1項におきましては、第3条第1項の改正に伴い、不要となった第10条中の文言を削除します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 それでは、ご説明いたします。

議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)になります。

4ページ目をお開きください。

歳入でございます。

款項、補正額の順に申しあげます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 3,600 万円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 9,834 万 9,000 円の減。

同じく 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、こちらは 2 万 6,000 円です。

6 款県支出金、1 項県負担金 1,458 万 7,000 円の減です。

次のページになります。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 9,296 万 5,000 円の減。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 656 万 8,000 円の減。

10 款繰越金、1 項繰越金 1 億 826 万 1,000 円でございます。

歳入については以上でございます。

歳出になります。

次のページ、6 ページをお開きください。

款項目、補正額の順で申しあげます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養費 100 万円の増でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 3,000 万円の増でございます。

同じく 4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 840 万円の減でございます。

次のページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 5,834 万 9,000 円の減でございます。

4 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 4,389 万円の減でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 3,945 万 7,000 円。

以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号 平成 29 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 議案第 23 号 平成 29 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項、補正額の順で申し上げます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 424 万 7,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 145 万円の減でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金 159 万 2,000 円。

次のページになります。

歳出になります。

款項目、補正額で申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 438 万 9,000 円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号 平成 30 年度那珂市一般会計予算、保険課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、4 目国民年金費、5 目後期高齢者医療費、7 目高額療養費貸付金、9 目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 予算書の 66 ページをお開きください。

款項目、予算額の順で申しあげます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 9,636 万 3,000 円のうち、保険課所管分につきましては、67 ページの下から 2 番目になります、国民健康保険特別会計繰出金 4 億 6,033 万 7,000 円となります。

続きまして、72 ページをお開きください。

同じく 4 目国民年金費 509 万円でございます。

5 目後期高齢者医療費 7 億 627 万 4,000 円でございます。

次のページになります。

7 目高額療養費貸付金 400 万円。

次のページをお開きください。

9 目出産費資金貸付金 33 万 6,000 円でございます。

一般会計については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ありませんか。

古川委員 ちょっとどこに書いてあるのか、もしかしたらないのかわからないんですけども、後期高齢者医療だけじゃなくて国保のほうもそうかもしれないんですが、いわゆる薬を、いろんな病院から同じものを、同じ薬をたくさんもらったりしないようにするための事業、何ていうんですか。それを広域連合でやっていると思うんですが、それを市町村、あとの、つまり県では全部できない、連合では全部できないので、あとは各市町村にお任せしていると、足りない分は、というようなお話をされているんですけども、市としてはそういうのはやっていないんですか。

保険課長 そちらの件につきましては、毎年春に三師会、医師会、薬剤師会、歯科医師会とお話をします。そのときにやっぱり薬剤師会なんかお話がありまして、実は平成 29 年度予算で一般会計

のほうにおいて措置をさせていただきました。薬は貴重な資源であるよと、各家庭において残薬と言われる飲み残しとか、いろんな処方が出て、ダブって薬が、相当家庭にダブっていると。この資源は非常に重要であるということで、平成 29 年度予算で措置をさせてもらいまして、お薬バッグという形で今製作をしております。実際これ平成 29 年度予算でもう執行してまして、平成 30 年度においては、それをどのように市民の方にお配りして、効果的な運営をするのかということで今検討している最中でございます。

ですので、平成 30 年度予算においては、その部分については、予算措置はございません。

古川委員 具体的に平成 29 年にどういうものにお金を使ったんですか、先ほど執行したと言いましたが。

保険課長 余り大きな経費ではございませんで、十何万円の予算をいただきまして、何ていいですかね、スーパーのレジ袋よりはかなりしっかりしているんですが、A4 サイズぐらいで持ち手があって、それをイメージしまして、那珂市のナカマロちゃんを真ん中に入れて、お薬バッグだよと。これは那珂市でやっているよということで、お薬を大事にしましょうということでつくっているんですけども。それをとりあえず今製作中で、実際数は 4,000 ほどつくっているんですが、那珂市の全家庭では 2 万 5,000 ぐらいありますので、それを要するに薬の管理ができない人にお届けするようにする。それを一番よく把握しているのは、ケアマネジャーとか包括支援センターとか、そういうところと連携をとりながら、より効果的に対象者と思われる人に届けて説明をしながら、これはこういう薬ですから、病院に行くときとか薬局行くときに持っていってもらって、例えば残薬の管理を薬局さんでお願いするとか、そういう意味での活用ということで、とりあえず滑り出しといたしますか、どういう、ある程度高い効果が出るかどうかはまだはっきりわからないんですが、そういうことで考えてやっております。

古川委員 薬を入れる袋。

保険課長 そうです。

古川委員 それをそこに何か書いたんですか。薬は余りもらい過ぎないようにしようとか何か書いたんですか。袋をもらっても、もらった薬を大事にとっておくための袋なのかなというふうに思っちゃうんじゃないかなと思うんですけども。効果があるのかな。

保険課長 効果はこれから、効果は検証しながら、実際にはまだ薬袋を配ってはおりませんので、その配り方、あとはその検証の仕方、それで大事にしまっておくじゃなくて、今、患者さんというのは必ずその病院に行きますと色々な薬局へ行くんですよ、病院の前に薬局がいっぱいあります。ですから、本来それを色々な薬局から薬をもらっちゃうと、ダブっちゃう場合もある、飲み合わせが悪くて病気が悪化しちゃうような場合もある。ですから、今、国で言っているのはかかりつけ医ということで、自分で色々な病院へ行ってもいいけれども、例えば私だったら、近くのこの薬局で処方箋を持って、全部そこで、薬は色々な病院から処方箋をもらうけれども、1カ所から薬をもらうようにすれば、その中に私の飲む薬が入っているよと。そうすると、これとこれは飲んじゃうと飲み合わせが悪いよとか、そういうことで薬剤師さんと相談しながら、場

合によっては薬剤師さんが一歩前に入ってその処方箋を書いている医者の方に、こういう事情でこう受けて、この方薬があるから、この部分は削ってどうですかとか、いろんなそういうところまで長期的にはいける可能性もあるということで、効果がどれほど出るかはこれからやってみないとわからないんですけれども、いろんな意味での、必ずその何ていいですかね、もらいつ放しになってしまう、各調剤薬局ごとの袋でばらばらになってしまっていると。年寄りの人が自分で薬が、認知症なんかで自分が管理できないと。至るところに薬がいっぱいあるよと。そういうのをケアマネジャーがやっぱり訪問しながら、ある程度つかんでいるわけですよ。そういう家庭に、やっぱりそういう袋を持っていきながら、効果的にこういうことであれなんですよということで、やっていこうということで、やたらに袋の上にべたべた書いてもなかなか読めないとかいろいろありますので、市の財政を使ってやっている話ですので、那珂市を入れて、イメージキャラクターのナカマロちゃんを入れて、これはお薬バッグですよということで、それだけではなかなか使い方もわからないと思いますので、別刷りのこういう刷り物を用意して、これはこういうことであれですよということで、こう手渡しでケアマネジャー中心にお願いしてやっていこうかなというふうに現段階では考えています。

古川委員 わかりました。

先ほどかかりつけ医、かかりつけ薬局みたいなものがあればね、そういう無駄な、これいついつ薬出していますよねと、また同じで、まだ残っているでしょうから出しません、今回出しませんよとやってくれればいいんですけれども、向こうも商売ですからね。私なんかいろんな病院とか歯医者とか行くと、この間もらった薬また、だから、僕は要らないと言っちゃうんですけども。なかなかそういうのを言えないからね、特に高齢者の方は言えないから、言われたものをそのままいただいてたくさん飲んでしまうみたい。

でも、今、お薬手帳というのを皆さん持っていませんか、私なんか持っていますけれども。だから、どこの薬局へ行こうか、それを持っていれば、前回どこどこでこういう薬をもらったというのがわかりますから、そういうものを活用してやりましょうというのをケアマネジャーとかがきちっと指導していただかないと難しいんですよ。

保険課長 そうですね。やはりお薬手帳の有効性とかもいろいろありまして、あるとき市のほうから、その予算でお薬手帳つくってくれないかというお話も実はありました。でも、基本的にはお薬手帳というのは薬局のほうで配っている、さっき言ったように、5カ所も薬局へ行っている人もいますよ、現実に。5カ所病院に行っているから。門前薬局でもらえますから。そうすると、病院は、薬局がお薬手帳を出すと、一応経費になるわけですよ、売り上げになるわけですよ。それだから出したがるんですよ。でも、A病院に行くときAの手帳を持って、B病院に行くときBの手帳を持っていたら、何の意味もないんですよ。ですから、お薬手帳は1冊にまとめなければだめだよと。本来の効果が出ないよと、飲み合わせが悪いとかね、残薬があるよとか。

ですから、その辺もこれから啓発に努めていかなければならないんですけれども、委員おっしゃるとおり、薬局でも、やっぱり商売ですからね、売り上げということもあろうかと思うんです

が、国のほうでもある程度、ジェネリックの転換とか、あと、その残薬を解消しなければ、国自体がもう社会保障費が疲弊しちゃうよということで、かなりそっちのほうに力を入れるように動いていますので、市のほうとしても少しでも少ない経費で、じゃどういことができるんだろーということで、試みとして、平成 29 年度予算措置をさせていただいて、平成 30 年度から実際それを配りながら、どういう活用をするのかと。回覧板みたいに 1 件に 1 袋ずつ配ったって、みんなゴミに捨てられちゃうよと。そういう無駄なことはしたくないということで、ある程度効果的な配布の仕方を検討しながら、今、対策、検討している最中でございます。

古川委員 わかりました。

委員長 いいですか。

そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

間もなく 5 時になりますが、このまま続けてまいります。

続きまして、議案第 25 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、ご説明します。

予算書の 193 ページをお開きください。

歳入でございます。

款項、予算額の順に申しあげます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 11 億 8,121 万 4,000 円でございます。昨年と比べて 8,226 万 4,000 円ほど減額しておりますが、国保は加入者が今減少傾向にございます。そういう意味で歳入が減ると見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 100 万円でございます。

次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1,000 円でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金 1,721 万 2,000 円でございます。

4 款県支出金、2 項県補助金 39 億 7,880 万円でございます。この県支出金につきましては、国保の広域化によって医療費として市が払う分は県が全部財政的に見ますよということで、普通交付金としまして 38 億 8,925 万 4,000 円ほど、これは後で歳出で説明しますが、歳出の保険給付見合い分となっております。

次のページになります。

5 款財産収入、1 項財産収入 7 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 6,033 万 7,000 円、同じく 2 項基金繰入金 1 億 4,408 万 7,000 円でございます。こちらはさっきのと比べまして 1 億 2,000 万円ほど減っております。最

最終的に歳入歳出を合わせて足りない部分を現在持っている基金から取り崩すということで計上しております。1億2,000万円ほど取り崩しが減っておりますが、これは後で歳出のほうで説明しますが、保険給付費の大体減少見合い分で済んでおります。

7款繰越金、1項繰越金2,000円。

8款諸収入、1項延滞金及び過料1,700万1,000円。

次のページをごらんください。

同じく2項預金利子1,000円。

8款諸収入、3項雑入327万5,000円。

歳入については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の198ページになります。

歳出でございます。

款項目、予算額の順で申しあげます。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費5,155万4,000円、2目連合会負担金181万7,000円でございます。

次のページになります。

1款総務費、2項運営協議会費21万1,000円です。

3項趣旨普及費71万6,000円です。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養費32億7,920万3,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど説明しましたように昨年度より1億6,300万円ほどの減額を見込んでおります。

2目退職被保険者等療養給付費9,578万3,000円、3目一般被保険者療養費2,592万7,000円、4目退職被保険者等療養費57万3,000円でございます。

次のページになります。

5目審査支払手数料1,241万3,000円。

同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4億4,973万8,000円でございます。

2目退職被保険者等高額療養費2,491万7,000円、3目一般被保険者高額介護合算療養費50万円でございます。

次のページをお開きください。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円です。

同じく3項移送費、1目一般被保険者移送費10万円、2目退職被保険者移送費5万円です。  
次のページになります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金2,310万円でございます。2目支払審査手数料1万3,000円。

同じく5項葬祭諸費、1目葬祭費400万円でございます。

次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付分12億5,353万8,000円、2目退職被保険者等医療給付費959万円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億7,609万9,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分318万円。

次のページになります。

中段になります。

3項介護納付金分、1目介護納付金分1億3,170万3,000円でございます。こちらの3款につきましては、平成30年度からの国保の広域化によりまして、新しく科目が設定されました。茨城県全体で、この那珂市の配分につきましては、配分といたしますか、割り当てといたしますか、過日の一般質問でも花島議員のほうから質問があったかと思うんですが、県全体の所要額を県で算出をしまして、那珂市における応分の負担割合ということで、県のほうから今年度はいくらになるよということで、金額が提示されております。結局こちらについて市が納めていけば、歳出については県が全部お金を担保しますよということでの新しい制度の中での新しい科目になったわけでございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金2,000円。

次のページをお開きください。

5款保険事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費315万2,000円。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費4,506万8,000円でございます。

次のページになります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金7万円でございます。

次のページをお開きください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金420万円、2目退職被保険者等保険税還付金20万円、3目償還金1,000円、4目一般被保険者還付加算金20万円、5目退職被保険者等還付加算金5万円です。

次のページになります。

8款予備費、1項予備費、1目予備費507万2,000円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

古川委員 203 ページの出産育児一時金なんですが、前年度比マイナス 210 万円ということなんですけれども、これは結局実績として、つまりお子さん、子供を産む方が減っているということなんですか、一言で言うと。二、三年ぐらいの推移はわかりますか、決算額。

保険課長 まず直近でいいますと平成 28 年度が 42 件になっております。平成 27 年度で 48 件、平成 26 年度が 56、平成 25 年度が 47、減少傾向に至っていると。平成 30 年度予算につきましては 55 件でとりあえず見てはいるんですが。

以上です。

古川委員 今教えていただいた件数というのは、お子さんの数とは一致しませんよね。この件数は何でしたか、何人じゃないの。

保険課長 1 件といいますのは、出産 1 件に当たって、2 人産めば当然 2 件になりますし。双子の場合は、1 出産について 1 件ですよ。

古川委員 じゃ、それはちょっと例外として、1 人だとして、例えば平成 30 年度は 55 人生まれるという計算でしょう。そんなもんなんですか。那珂市で 55 人しか生まれないんですか。

保険課長 あくまでも国保特会の予算ですので、国保の加入者、社会保険等は全部社保でやっていますので。今、社保の適用拡大で、社保のほうにみんな流れていますので、出産するような年齢の方は社保に行っている。ですから、あくまでも国保加入者 1 万数千人のうちのあれだけです。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、その他ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 31 号 平成 30 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

まず歳入について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の 319 ページをお開きください。

歳入でございます。

款項、予算額の順で申し上げます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 4 億 9,287 万 5,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 7 万円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 2,728 万 2,000 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 10 万 1,000 円。

同じく 2 項償還金及び還付加算金、67 万円。

次のページをお開きください。

3 項雑入 1,000 円です。

5 款繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

歳入については以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 321 ページになります。

歳出でございます。

款項目、予算額の順で申しあげます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 6 億 1,901 万円。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 65 万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開きください。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 131 万 9,000 円。

以上でございます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 31 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市国民健康保険第 2 期データヘルス計画の策定について及び那珂市国民健康保険第 3 期特定健康診査等実施計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 常任委員会資料 12 ページをお開きください。

それでは、那珂市国民健康保険第 2 期データヘルス計画についてご説明させていただきます。

平成 28 年 3 月に策定した那珂市国民健康保険第 1 期データヘルス計画の計画期間が平成 29 年度をもって終了するため、今年度において、健康推進課で策定している那珂市健康増進計画との整合性を図りながら、平成 30 年度からの国民健康保険第 2 期データヘルス計画の策定に取り組んできたところですが、このたび計画がまとまりましたので、報告するものです。

計画書のほうに基づいて説明させていただきます。

計画書の 1 から 5 ページに第 1 章としまして、計画の基本的事項として、背景、目的、計画の位置づけ、計画期間等について記載をしております。

6 ページから 37 ページにわたりまして、第 2 章としまして、本市の現状と課題、国民健康保険の状況、介護保険の状況、健診の状況、検討課題のまとめを記載しております。

37 ページになりますが、第 3 章としまして、第 1 期データヘルス計画の目標項目別の評価を記載しております。1 期計画において健康格差の縮小と題しまして、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による新規透析導入患者の減少を目指してきましたが、虚血性心疾患等につきましては、平成 27 年度対比で 2.5 から 2.7%の減少率となりました。また一方、糖尿病性腎症による新規透析患者は 4 人から 6 人となってふえている状況でございます。

中長期目標である医療費の伸びを抑えていくことに関しましては、平成 27 年度対比で約 1 億 5,700 万円の減額となっております。また、介護保険第 2 号被保険者の要介護認定につきましては、同規模市町村並みの、同じ 0.34 と下がっております。

38 ページには、短期目標であります高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の有所見者を減らしていくことにつきまして、平成 25 年度から平成 28 年度までの分析データによりますと、高血圧、脂質異常症、糖尿病全てにおいて減少傾向が見られない傾向であります。メタボリックシンドロームにつきましては、男性は増加傾向、女性においては減少傾向となっております。また、ヘモグロビン A 1 c の改善率につきましては、目標の 35%に対して 24.9%となっております。

次に、39 ページから 45 ページに第 4 章としまして、2 期計画の目標と実施計画について、今年度、健康推進課で策定しました健康増進計画との整合性を図りながら記載しております。計画の目標としまして、健康格差を縮小し、健康寿命の延伸を図るため、脳血管疾患患者割合、虚血性心疾患患者割合の減少、糖尿病性腎症による新規人工透析患者の減少を目指していきます。

40 ページになりますが、短期目標としまして、糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドローム該当者を減らしていくことを目標にしていきます。具体的には、特定健診受診率及び特定健診保健指導率の向上です。平成 35 年度目標で健診受診率 60%、保健指導率 75%を目指します。主な取り組みについては記載のとおりでございます。

43 ページになります。

特定健診受診者の各検査項目の有所見者割合の減少を目標として記載しております。具体的には目標として5つの項目を定め、平成28年度の実績値をもとに平成35年度の目標値を定め、保健指導に取り組んでまいります。

44 ページにつきましては、ジェネリック医薬品使用率の向上について記載しております。国が定める平成32年度中に使用率80%達成に向けて啓発等に努めてまいります。

45 ページに、その他の保険事業としまして、糖尿病性腎症、重症化予防事業としまして、那珂医師会等との連携を図りながら、糖尿病による新規人工透析導入患者の抑制に努めてまいります。また、医療費通知の発送、重複多受診訪問、歯周病検診の実施により、医療費の適正化に努めてまいります。

次に、あわせて、特定健診の計画でよろしいですね。

委員長 はい。

保険課長 それでは、第3期特定健康診査等実施計画についてご説明させていただきます。

本計画は、生活習慣病の早期発見、早期治療を進めることにより、健康の維持増進を図り、ひいては国保財政の健全化を目指すものです。具体的には、健診受診率、保健指導率の向上、メタボ該当者の減少を目指していくものです。

それでは、計画書の中身についてご説明します。

計画書の1ページから3ページにつきましては、第1章としまして、策定の趣旨、計画の位置づけ、期間等について記載しております。

4ページから18ページにつきましては、第2章としまして、本市の現状と課題としまして、国民健康保険の状況と第2期の計画の評価を記載しております。

12ページになりますが、第2期計画の評価としましては、健診受診率は茨城県平均値よりは高いのですが、市の平成28年度目標値55%には達しておりません。実績として41.5%となっております。受診者の分析をしますと、59歳以下の男性及び49歳以下の女性の受診率が低いのが確認できます。

保健指導率につきましては目標値55%に対しまして73.9%と目標を大きく超えて達成しており、茨城県内で1位となっております。指導率においては、平成24年度から市の目標を達成している状況です。

また、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少においては、平成25年度から平成28年度において目標値の25%を達成しております。

19ページから21ページに第3章としまして、第3期計画に向けた現状と課題を記載しております。糖尿病、循環器疾患の有病者割合は減少傾向ではありますが、高血圧、脂質異常症についてはほぼ横ばいとなっておりますので、適切な保健指導により取り組みを強化していかなければなりません。

22ページから29ページに第4章としまして、特定健診・特定保健指導の実施について記載しております。目標値の設定としましては、平成35年度における健診受診率60%、メタボ減少

率29%を目標として定めております。

30 ページになりますが、第5章としまして、個人情報保護、第6章に本計画の公表・周知、第7章に計画の評価・見直し、第8章に計画の実施体制について記載をしております。

本2本の計画につきましては、ほかの課でも説明がありましたように1月にパブコメを実施しております。意見等はありませんでした。また、国保につきましては、那珂市の国保運営協議会が2月に開催されましたので、協議会において、こちらの計画について報告をし、ご了承をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ありませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で保健課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

保険課の退室をお願いいたします。

休憩（午後5時20分）

再開（午後5時21分）

委員長 では、再開いたします。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 では、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、大変ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後5時22分）

再開（午後5時22分）

委員長 それでは、再開いたします。

調査事項の件について、ちょっとお話をさせていただきます。

次第にはありませんが、教育厚生常任委員会の今年度の調査事項について、次回の6月定例会で決定したいと思っております。昨年度までは、先ほど古川委員のほうから、前年度の委員長か

らということで要望書、その他を出した経緯がありますが、今年度もまた調査事項ということで考えていただきたいと思います。

6月定例会で決定したいと思いますので、それまでに調査したいテーマなどありましたら考えていただきますようお願いいたします。

さらに、現時点で何か提案がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

遠藤委員 提案ではありませんが、確認ですが、ここしばらくの教育厚生常任委員会の調査テーマというのは、教育厚生ですから教育と福祉があるわけですけれども、どちらがどうだったんですかね。

委員長 教育に関する調査のほうが多かったように私は思っております。例えばここ直近では、やっぱりICT教育について、どんなものかとか先進の地域を見てこようというようなものもありましたし、あとは校長先生と座談会を設けて、学校全般にわたる問題点などを話し合ったりしましたので。ただ、その前の年は、やっぱり保育関係に、病児保育とか、ほかのところではどんなふうな形で保育をされているのかというようなことも視察に行ったりしましたので。教育ばかりではなくて、そういうこともしてまいりました。

古川委員 抜けがなければですけれども、ここ3年ぐらい、私の前の委員長のときから出した要望書が今手元にあるんですが、テーマは3つあります。これは私の前の委員長さんのときには高齢者福祉についてというのをテーマにやっただけで、私が委員長になってから子育て支援について、これは教育委員会というよりもこども課とか、先ほども言ったけれども、健康推進課とか、病院の不足とか医師不足とか、そういったものをテーマにやっています。直近が教育環境への支援ということで、これは学校教育課でしたね。ですから、高齢者福祉と子育て支援はどちらかという福祉、教育に関しては直近で、教育環境の支援ということで要望書を出していますね。

ただ、一応、前委員会から筒井委員長になって、引き継ぎとしては、前回教育環境への支援というテーマでやりましたけれども、教育環境というのはかなり幅広いので、これだけじゃないよねという思いが前の委員会の中では話がありましたので、引き続きやっていただいてもいいし、あとは委員長に何かお考えがあれば別のテーマでやってもいいんじゃないでしょうかというのは、引き継ぎはさせていただいているんですけれども。

委員長 では、今すぐにぱっとなかなか決まらないとは思いますが、6月の定例会のときの委員会に決めていきたいなと思いますので、皆さんそれぞれお考えをまとめていただければと思います。よろしくようお願いいたします。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会（午後5時27分）

平成30年6月8日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子